

平成27年第3回(9月)三郷町議会  
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成27年9月4日	
招 集 場 所	三郷町議会議場	
開 会 (開 議)	平成27年9月4日	午前9時32分宣告(第1日目)
出 席 議 員	1番 神崎 静代 3番 南 真紀 5番 先山 哲子 7番 木谷 慎一郎 9番 山田 勝男 11番 高岡 進 13番 伊藤 勇二	2番 久保 安正 4番 兼平 雄二郎 6番 佐野 英史 8番 辰己 圭一 10番 深木 健宏 12番 下村 修
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之

行政委員	<p>教育委員会委員長 森川征浩</p> <p>代表監査委員 瓜生英明</p> <p>農業委員会副会長 岡田哲夫</p> <p>選挙管理委員会委員長 岡嶋雅司</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 内匠紀一郎</p> <p>公平委員会委員長 藤原佑二</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大内美香</p> <p>議会事務局長補佐 小村雄一</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第 3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 4号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>認定第 1号 平成26年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 2号 平成26年度三郷町水道事業会計決算の認定について</p> <p>議案第38号 平成27年度三郷町一般会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第39号 平成27年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第40号 平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第41号 平成27年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第42号 平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第43号 平成27年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第44号 平成27年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第45号 三郷町文化振興基金条例の制定について</p> <p>議案第46号 三郷町個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>議案第47号 三郷町手数料条例の一部改正について</p> <p>議案第48号 三郷町社会福祉振興基金条例の一部改正について</p>



平成 27 年 第 3 回 ( 9 月 )  
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 27 年 9 月 4 日  
午 前 9 時 3 2 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 3 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 4 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 5 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 第 7 同意第 7 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 10 認定第 1 号 平成 26 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 第 11 認定第 2 号 平成 26 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 12 議案第 38 号 平成 27 年度三郷町一般会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 13 議案第 39 号 平成 27 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 ( 第 1  
号 )
- 第 14 議案第 40 号 平成 27 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 15 議案第 41 号 平成 27 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算( 第 1 号 )
- 第 16 議案第 42 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算( 第 3 号 )
- 第 17 議案第 43 号 平成 27 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1  
号 )
- 第 18 議案第 44 号 平成 27 年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計補正予算  
( 第 1 号 )
- 第 19 議案第 45 号 三郷町文化振興基金条例の制定について
- 第 20 議案第 46 号 三郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 21 議案第 47 号 三郷町手数料条例の一部改正について

- 第 2 2 議案第 4 8 号 三郷町社会福祉振興基金条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 4 9 号 三郷町育英振興基金条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度町道立野 3 4 号線道路改良工事（社会資本総合整備事業）請負契約の締結について
- 第 2 5 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度三郷町文化ホール電動式移動観覧席入替工事請負契約の締結について
- 第 2 6 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度三郷町水道施設中央監視設備更新工事請負契約の締結について
- 第 2 7 議案第 5 3 号 三郷町道路線の廃止について
- 第 2 8 議案第 5 4 号 三郷町道路線の認定について
- 第 2 9 議案第 5 5 号 財産の取得について
- 第 3 0 報告第 5 号 平成 2 6 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について
- 第 3 1 報告第 6 号 平成 2 6 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 3 2 報告第 7 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 3 3 報告第 8 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 3 4 報告第 9 号 平成 2 6 年度ふるさと寄附金について
- 第 3 5 報告第 1 0 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 6 提案理由の説明
- 第 3 7 平成 2 6 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 3 8 平成 2 6 年度三郷町水道事業会計決算審査の報告
- 第 3 9 一般質問

開 会 午前 9 時 3 2 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 7 年第 3 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございました。森町長。

町長（森 宏範）(登壇) 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 4 0 号によりまして、平成 2 7 年第 3 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 5 件、諮問案件 2 件、認定案件 2 件、議決案件 1 8 件、報告案件 6 件の計 3 3 件でございます。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、5 番、先山哲子議員、6 番、佐野英史議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 1 8 日までの 1 5 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1 8 日までの 1 5 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） この際、日程第 3、「同意第 3 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第 3 5、「報告第 1 0 号、寄附の受け入れにつ

いて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第 3 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 4 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 5 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 7 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 10 認定第 1 号 平成 26 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 2 号 平成 26 年度三郷町水道事業会計決算の認定について

日程第 12 議案第 38 号 平成 27 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 39 号 平成 27 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 40 号 平成 27 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 41 号 平成 27 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 42 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 議案第 43 号 平成 27 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 1 8 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計  
補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 4 5 号 三郷町文化振興基金条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 4 6 号 三郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 4 7 号 三郷町手数料条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 4 8 号 三郷町社会福祉振興基金条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 4 9 号 三郷町育英振興基金条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度町道立野 3 4 号線道路改良工事（社会  
資本総合整備事業）請負契約の締結について
- 日程第 2 5 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度三郷町文化ホール電動式移動観覧席入  
替工事請負契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度三郷町水道施設中央監視設備更新工事  
請負契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 5 3 号 三郷町道路線の廃止について
- 日程第 2 8 議案第 5 4 号 三郷町道路線の認定について
- 日程第 2 9 議案第 5 5 号 財産の取得について
- 日程第 3 0 報告第 5 号 平成 2 6 年度三郷町の財政の健全化判断比率等につ  
いて
- 日程第 3 1 報告第 6 号 平成 2 6 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比  
率について
- 日程第 3 2 報告第 7 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執  
行の状況の点検及び評価の結果について
- 日程第 3 3 報告第 8 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況につい  
て
- 日程第 3 4 報告第 9 号 平成 2 6 年度ふるさと寄附金について
- 日程第 3 5 報告第 1 0 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第 3 6、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を  
求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提

出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第3号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から「同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、現委員3名の任期が本年9月30日をもって満了となることに伴うものであります。

現委員の藤原佑二氏におかれましては、平成8年6月20日より19年3カ月、稲森光江氏、山崎 崇氏の両氏にありましても、平成15年10月1日より3期12年、それぞれ委員として就任していただいておりますが、皆様、豊富な経験とすぐれた識見をお持ちであることから、引き続き委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の瀧川忠雄氏の任期が、本年9月30日付をもって満了となることに伴うものであります。

瀧川氏におかれましては、平成21年10月1日に固定資産評価審査委員会委員に就任いただき、以来、6年にわたりその職務を遂行していただいております。

同氏は、豊富な経験はもちろんのこと、すぐれた識見、また、公正な判断力をお持ちであり、人格的にも高潔であることから、引き続き委員として専任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「同意第7号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員であります芝崎善彦氏の任期が、本年9月30日をもって満了となることに伴うものであります。

芝崎氏におかれましては、平成19年10月から教育委員として、また、平成22年10月から平成24年9月までの2年間、教育委員長として学校及び社会教育においてその職務を遂行され、教育行政の発展に多大な貢献をいただきました。

同氏のこれまでの功績はもちろんのこと、教育や文化に関し、すぐれた識見を

有しておられることから、引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次に、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第2号につきましては、前委員の辞任により、現在欠員が生じていることから、新たに人権擁護委員候補者を推薦したいと考えるものであります。

候補者の笹木勝博氏におかれましては、長年、郵政省（現・郵便事業株式会社）に勤務され、在職中に職場での人権問題や同和研修等に熱心にかかわってこられた経験を有しておられます。識見が高く、地域住民の人権擁護活動に献身的に取り組んでいただけの方でありますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

また、諮問第3号につきましては、現委員の山崎昭子氏の任期が、本年12月31日付をもって満了となることに伴うものであります。

山崎氏におかれましては、平成24年10月に人権擁護委員に就任いただき、以来、人権相談や人権啓発活動等に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいと考え、議会の意見を求めるものであります。

次に、「認定第1号、平成26年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

一般会計を初め、特別会計8会計の平成26年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。去る8月3日、4日の両日にわたり、瓜生・下村両監査委員により厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なお指導を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、平成26年度一般会計の決算であります。歳入総額9億2,097万5,750円、歳出総額9億1,696万6,273円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億6,004万6,477円の黒字となり

ました。

決算の内容を見ますと、歳入では、全体の2割強を占める町税につきましては、対前年度比2.5%の増加となりましたが、同じく2割強を占める地方交付税においては、対前年度比1.5%の減額となりました。

また、学校施設環境改善交付金や都市防災総合推進事業交付金等を活用し、事業を実施したことで国庫補助金が、また、再生可能エネルギー等導入事業補助金を活用したことで、県補助金がそれぞれ増加となりました。

また、新給食センター建設事業を初め、大規模な事業の実施に伴う町債の増もあり、歳入総額としては、対前年度比3.8%の増となったものであります。

次に、歳出では、防災拠点としての機能も有する新学校給食センター建設、勢野北美松ヶ丘線築造、防災行政無線設備の更新などを行ったことから、歳出総額では7.7%の増となったものであります。

今後も、税収を初めとする自主財源の確保に努めるとともに、経費の節減・合理化に努め、限りある財源を有効に活用し、町民の方々に「三郷町に住んでよかった」と言ってもらえるまちづくりを、より一層進めてまいり所存であります。

次に、特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

まず、平成26年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入総額5,477万2,892円、歳出総額3億653万1,335円で、差し引き2億5,175万8,443円の赤字となりました。

次に、平成26年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額1,320万8,968円、歳出総額1,275万3,098円で、差し引き45万5,870円の黒字となりました。

次に、平成26年度下水道事業特別会計の決算であります。歳入総額7億3,556万6,237円、歳出総額7億3,484万7,241円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支で66万996円の黒字となりました。

次に、平成26年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額25億6,668万7,434円、歳出総額24億8,634万4,747円で、差し引き8,034万2,687円の黒字となりました。

次に、平成26年度介護保険事業特別会計の決算であります。歳入総額17億1,273万6,758円、歳出総額17億1,595万8,855円で、差し引き322万2,097円の赤字となりました。

次に、平成26年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額2億8,899万4,926円、歳出総額2億8,879万2,626円で、差し引き20万2,300円の黒字となりました。

次に、平成26年度公共用地先行取得事業特別会計の決算であります。平成22年度に設定した三郷中央公園の整備に伴う用地国債が終了したことから、歳入歳出とも7,198万918円で、本年度をもって本会計を閉鎖するものであります。

最後に、平成26年度勢野北部用地整理事業特別会計の決算であります。歳入総額1億7,498万9,420円、歳出総額155万3,267円で、差し引き1億7,343万6,153円の黒字となりました。

続きまして、「認定第2号、平成26年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

なお、当該決算につきましても、去る6月16日に、瓜生・下村両監査委員により、厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めた貴重なご意見をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

それでは、まず経営状況について、ご説明申し上げます。

平成26年度末での給水戸数は9,023戸で、ほぼ前年度と同程度となりました。また、年間配水量は、前年度比0.5%減の267万6,941立方メートルとなりました。一方、県営水道の受水量は、取水量全体の61.5%で、昨年度と同量の165万立方メートルとなりました。

次に、経理面については、平成26年度から地方公営企業会計基準の見直し適用となり、固定資産の償却制度が変更となっております。

まず、収益的収入については、大口需要者の減少や一般家庭における節水意識の高揚、ライフスタイルの変化等により、使用水量は年々減少傾向にある一方、長期前受金の戻し入れがあったことから、収入総額は6億2,436万8,170円で、前年度比11.7%の増となりました。

また、支出につきましても、減価償却費が増加したことから、支出総額は5億6,652万6,272円で、前年度比6.1%の増となり、当年度において、5,784万1,898円の純利益が生じました。

次に、資本的収支において、収入では、給水分担金・工事負担金で収入総額 5,551万5,280円となり、前年度比41.4%の減となりました。

一方、資本的支出では、建設改良費及び企業債元利償還金で、支出総額1億5,012万8,910円で、前年度比1.3%の減となり、資本的収支の不足額につきましては、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、平成26年度三郷町水道事業剰余金処分計算書(案)であります。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益により、前年度繰越利益剰余金と会計基準の見直しにより、発生した「その他未処分利益剰余金変動額」の10億2,295万8,656円を加算し、11億2,638万557円となりました。

剰余金の処分については、水道事業基本計画に基づく水道施設等の耐震化を初め、漏水調査、配水管整備を実施する上で多額の更新投資費用が見込まれることから、建設事業改良積立金に2,000万円、また、将来の起債の償還に備えた減債積立金に2,000万円を積み立て、繰越利益剰余金を10億8,638万557円とするものであります。

今後も、水道事業基本計画の基本理念である「安心と安全で未来につなぐ三郷の水」に沿って、老朽管の布設替工事や施設の耐震化などを順次実施し、飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、「議案第38号、平成27年度三郷町一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に1億9,195万円を追加し、補正後の予算総額を78億2,901万7,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に関しまして、新たな情報漏えいの対策として、当初予定していなかった機器の設置が総務省より義務づけられ、当該機器が使用できるネットワークの再構築を平成28年1月までに行う必要があることから、情報管理費で136万円を計上するものであります。

次に、前年度の国・県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で872万2,000円を追加するものであります。

また、勢野北部用地整理事業特別会計の決算に伴う同会計からの繰入金を積み立てることから、財政調整積立金で1億7,343万6,000円を計上するものであります。

次に、民生費においても、前年度のふるさと寄附金において、社会福祉振興事業を希望された寄附金 29万5,000円及び「町長におまかせ」からの振り分け分 17万円の合計 46万5,000円を社会福祉振興基金へ積み立てるため、社会福祉総務費で同額を計上するものであります。

また、後ほど説明いたします介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、老人福祉総務費で 22万5,000円を追加するものであります。

次に、衛生費では、竜の子霊園の戦没者墓地におきまして、土台と延べ石のすき間に腐食が発生し、墓石の倒壊につながるおそれがあることから、補修業務として、火葬場費で 388万5,000円を追加するものであります。

また、ごみの減量化と再資源化を一層推進するため、廃プラスチックの分別回収を今年度より開始し、住民の皆様にご協力をいただいているところでありますが、収集回数に関し、住民の皆様からのご要望にお応えするため、本年 10月 から、これまでの月 2回収集を月 4回収集とすることといたしました。これに伴い、収集作業・分別業務体制を整えるため、臨時職員の賃金として清掃総務費で 202万1,000円を計上するものであります。

次に、商工費では、前年度のふるさと寄附金において、観光施設整備事業を希望された寄附金 14万円と「町長におまかせ」からの振り分け分 14万円の合計 28万円を観光施設整備基金へ積み立てるため、観光費で同額を計上するものであります。

また、教育費においても、前年度のふるさと寄附金において、教育振興事業を希望された寄附金 28万円と「町長におまかせ」からの振り分け分 19万3,000円の合計 47万3,000円、文化振興事業を希望された寄附金 1万円と、「町長におまかせ」からの振り分け分 10万円の合計 11万円をそれぞれ基金へ積み立てるため、事務局費及び社会教育総務費で同額をそれぞれ計上するものであります。

また、スポーツセンターアリーナにおきまして、分電盤内のコントロールスイッチが経年劣化により、照明の一部が点灯しない状況となっていることから、それらの部品交換及び修繕をするため、スポーツ施設管理費で 97万3,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、県に申請しておりました活力あふれる市町村応援補助金及び奈良モデル推進補助金が採択されたことから、総務費県補助金で 755万3,0

00円を計上するものであります。

次に、勢野北部用地整理事業特別会計の決算に伴い、同会計からの繰入金で1億7,343万6,000円を追加するとともに、平成26年度決算に伴い繰越金が確定しましたことから、3億6,004万5,000円を計上するとともに、財政調整基金からの繰入金を3億4,908万4,000円減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第39号、平成27年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に45万5,000円を追加し、補正後の予算総額を523万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成26年度決算における繰越金45万5,000円を下水処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第40号、平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に65万9,000円を追加し、補正後の予算総額を9億1,409万7,000円とするものであります。

内容といたしまして、平成26年度決算における繰越金65万9,000円を予備費に追加するものであります。

続きまして、「議案第41号、平成27年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算から109万7,000円を減額し、補正後の予算総額を29億1,884万円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、本会計で負担する拠出金等の確定に伴いまして、後期高齢者支援金で1,101万1,000円、前期高齢者納付金で16万8,000円、老人保健医療費拠出金で10万円、介護納付金で1,497万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、平成26年度の療養給付費等負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の超過交付分を返還するため、償還金で2,515万5,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、歳出でご説明いたしました各拠出金等の確定に伴いまして、国庫負担金で812万2,000円、国庫補助金で222万5,000円、療養

給付費交付金で62万1,000円、県補助金で222万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

なお、前期高齢者交付金の額確定に伴い、同交付金を3,295万1,000円減額し、また、平成26年度決算に伴い、繰越金で8,034万1,000円を追加するとともに、基金繰入金で3,529万4,000円を減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第42号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に2,440万9,000円を追加し、補正後の予算総額を18億9,793万8,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護予防事業におきまして、運動器機能向上事業及び認知症予防教室の受講者の増加により、予算に不足が生じたため、一次予防施策事業費で191万円を計上するものであります。

また、平成26年度の介護給付費に係る国費及び支払基金の超過交付分を返還するため、償還金で257万6,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、一次予防施策事業の増額に伴いまして、国庫補助金で45万円、支払基金交付金で50万4,000円、県補助金及び一般会計繰入金で、それぞれ22万5,000円を追加するとともに、雑入で10万8,000円を増額するものであります。

また、平成26年度の実績報告による追加交付として、国庫負担金で1,347万円、県負担金で1,207万8,000円、県補助金で57万2,000円を追加するとともに、基金繰入金の全額322万3,000円を減額し、歳出の基金積立金を1,992万3,000円増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第43号、平成27年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に20万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3億529万6,000円とするものであります。

内容といたしまして、本年4月及び5月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で、それぞれ20万2,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第44号、平成27年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に1億7,343万6,000円を追加し、補正後の予算総額を3億705万5,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成26年度決算における繰越金1億7,343万6,000円を一般会計へ繰出金として計上するものであります。

続きまして、「議案第45号、三郷町文化振興基金条例の制定について」、「議案第48号、三郷町社会福祉振興基金条例の一部改正について」及び「議案第49号、三郷町育英振興基金条例の一部改正について」であります。

これらの議案につきましては、内容が関連するため一括して説明させていただきます。

これらの条例の制定及び改正につきましては、先ほど、補正予算においても説明いたしましたが、前年度に当町へご寄附いただいたふるさと寄附金について、事業目的ごとにそれぞれの基金へ積み立てるため、行うものであります。

まず、三郷町文化振興基金条例については、ふるさと寄附金のうち、文化振興事業への寄附金を同基金に積み立て、当該事業の実施に基金の一部または全部を処分できるよう、基金について必要な事項を定めるため、新たに制定するものであります。

次に、三郷町社会福祉振興基金条例及び三郷町育英振興基金条例についても、同様に、ふるさと寄附金のうち、社会福祉振興事業及び教育振興事業への寄附金をそれぞれの基金に積み立て、当該事業の実施に基金の一部または全部を処分できるよう、それぞれの条文に所要の改正を行うものであります。

続きまして、「議案第46号、三郷町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、行うものであります。

主な内容といたしまして、まず、第1条として、個人番号が記録された個人情報と特定個人情報、町や教育委員会などの実施機関が保有する特定個人情報を保有特定個人情報として新たに規定し、特定個人情報の適正な取り扱い及び保有特定個人情報の開示等を実施するのに必要な措置を講じるため、所要の改正を行う

ものであります。

また、第2条として、国や自治体間等において、特定個人情報がオンライン結合され、相互の情報提供等が開始された場合において、その情報提供等の記録である情報提供等記録の取り扱いについて、必要な事項を定めるため、条文に所要の改正を行うものであります。

なお、第1条における改正については、平成27年10月5日から、第2条による改正については、同法附則の該当条項の規定の施行日から施行するものであります。

続きまして、「議案第47号、三郷町手数料条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、まず、第1条として、先ほど説明いたしましたマイナンバー法の施行に伴い、個人番号通知カードの再交付手数料を新たに500円と定めるものであります。

次に、第2条として、住民基本台帳法の改正に伴い、従前の住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を廃止するとともに、マイナンバー法の施行に伴い、個人番号カードの再交付手数料を新たに800円と定めるものであります。また、あわせて住民票の写しの交付手数料の改定を行うものであります。

内容につきましては、従来、1世帯につき5人までが記載された証明書1通につき200円とし、5人を超えるごとに200円を加えるように規定していますが、平成28年1月から住民情報システムが更新され、住民票の写し1通につき4人までの記載となることから、手数料の負担軽減を図るため、世帯人数に関係なく、1通につき200円とするものであります。

なお、第1条による改正については、平成27年10月5日から、第2条による改正については、平成28年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第50号、平成27年度町道立野34号線道路改良工事(社会資本総合整備事業)請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、立野地域と国道25号線を結ぶ町内の主要路線である町道立野34号線について、本路線の車道と歩道との段差が大きく、歩行者や車椅子等の利用者にとって、非常に不便な道路形態となっていることから、歩道のバリアフリー化を行う道路改良工事の請負契約を締結するものであります。

今回、一般競争入札の結果、生駒郡三郷町城山台4丁目3200番地の85、

株式会社上村組三郷支店支店長、北村雄信を契約の相手方とし、6,264万円で請負契約を締結するもので、工期は平成28年3月11日までを予定しているものであります。

続きまして、「議案第51号、平成27年度三郷町文化ホール電動式移動観覧席入替工事請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、文化ホールの電動式移動観覧席が、昭和60年の設置から経年による老朽化により、移動機能が完全に停止し、当該ホールが備えておりましたオープンスペースの多目的機能が失われていることから、その入れ替えを行う工事の請負契約を締結するものであります。

今回、公募型プロポーザル方式による入札の結果、生駒郡三郷町勢野東6丁目14番24号、株式会社楠本工務店代表取締役、楠本康則を契約の相手方とし、8,748万円で請負契約を締結するもので、工期は平成28年3月末日までを予定しているものであります。

続きまして、「議案第52号、平成27年度三郷町水道施設中央監視設備更新工事請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、当町の水道事業の中核として重要な設備であり、平成4年に設置された浄水場等の中央監視設備を、昨年3月に策定いたしました三郷町水道事業基本計画に基づき、更新を行う工事の請負契約を締結するものであります。

今回、公募型プロポーザル方式による入札の結果、奈良市法華寺町213番1、吉田機電株式会社代表取締役、高橋敏彦を契約の相手方とし、1億5,984万円で請負契約を締結するもので、工期は平成28年3月末日を予定しているものであります。

続きまして、「議案第53号、三郷町道路線の廃止について」及び「議案第54号、三郷町道路線の認定について」であります。

両議案につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、町道勢野北美松ヶ丘線の整備により、立野南3丁目を起点とし、美松ヶ丘東2丁目を終点とする幹線道路を整備したことに伴い、当該路線を改めて信貴山麓線として町道認定し、整備区間ごとに名称が異なっている既存の4路線を廃止するものであります。

また、近鉄生駒線の勢野北口駅北側の跨線橋が、供用開始後30年が経過し、

腐食や塗装の剥がれが生じており、今後、適切な維持管理を行うため、当該橋梁を町道認定するものであります。

続きまして、「議案第55号、財産の取得について」であります。

本案につきましては、三郷町消防団第2分団に配備しております消防ポンプ自動車、初年度登録から22年が経過しており、経年劣化が激しくポンプ能力も低下していることから、新たな車両を購入するものであります。

今回、5社による指名競争入札の結果、兵庫県三田市テクノパーク2番地の3、株式会社モリタ関西支店支店長、平田隆吉を相手方とし、消費税を含め1,544万4,000円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第5号、平成26年度三郷町の財政の健全化判断比率等について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成26年度決算におきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を算定し、各指標を監査委員に審査いただいたところでありますが、今年度も実質赤字比率・連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率は1.8%で、対前年度比1.6ポイントの減となり、将来負担比率においても、将来負担額より充当可能財源が上回ることから算定されず、下水道事業に係る資金不足比率につきましても、資金不足額は生じておりません。

次に、「報告第6号、平成26年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

地方公営企業の経営状況を判断する資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成26年度水道事業会計決算における同指標を算定いたしましたところ、資金不足額は生じず、算定値はマイナス109.2%となったものであります。

続きまして、「報告第7号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成26年度分の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び

評価について議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第 8 号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 26 年度の事業報告及び決算並びに平成 27 年度の事業計画及び予算について報告するものであります。

続きまして、「報告第 9 号、平成 26 年度ふるさと寄附金について」であります。

本町では、昨年 8 月からふるさと寄附金制度の受け入れを正式に開始し、通称「ガンバレ三郷！応援寄附金」として、町内の特産品やエコバッグの贈呈などを、工夫を凝らしながら実施しているところであります。

平成 26 年度の実績としまして、137 件、合計 132 万 8,000 円のご寄附をいただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、いただいたご寄附については、事業目的ごとに基金に積み立て、有効、適切に活用させていただきます。

最後に、「報告第 10 号 寄附の受け入れについて」であります。

町内在住の匿名の方から、古銭紙幣 39 枚、硬貨 136 枚を文化振興事業としてご寄附いただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、文化センターに来館される皆様にごらんいただけるよう、郷土資料室に展示させていただきました。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙 97 頁～105 頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの朗読のとおり、そ

れぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（伊藤勇二） 日程第37、平成26年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び日程第38、平成26年度三郷町水道事業会計決算審査の報告を求めます。瓜生代表監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは、平成26年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

去る8月3日、4日の両日、下村監査委員とともに、平成26年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました平成26年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、公共用地先行取得事業、勢野北部用地整理事業、下水道事業、国民健康保険、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支及び財産に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類並びに同法第241条第5項の規定により審査に付されました基金の運用状況を審査いたしました。

各会計の決算につきましては、予算現額及び収入支出等について、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われたものと認められました。また、基金の運用状況につきましても、計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、財政運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細は審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成26年度水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る6月16日、下村監査委員とともに実施いたしました平成26年度三郷町水道事業会計の決算につきましては、今回より、国において地方公営企業法会計基準の見直しがあり、三郷町水道事業会計においても、平成26年度から適用され、財務諸表の姿が大きく変わることになりました。そのような状況下において、作成されました損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他の関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計処理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、事業の運営につきまして意見を付したところ

でございますが、詳細につきましては、平成26年度三郷町水道事業会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） ありがとうございます。

以上で、平成26年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び平成26年度三郷町水道事業会計決算審査の報告を終結します。

暫時休憩します。再開は午前10時50分とします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時50分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第39、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく申し上げます。

それでは、2番、久保安正議員、一問一答方式で行います。

久保議員。

2番（久保安正）（登壇） 会計基準見直し後の水道事業会計財務諸表等の見方についてということで、質問をさせていただきます。

水道事業会計は、2014年度、平成26年度から、地方公営企業会計基準の見直しが実施をされ、財務諸表の姿が大きく変わりました。損益計算書では、当年度未処分利益剰余金の大幅増、貸借対照表では資産と資本の減、負債の増などがあります。この9月議会、本議会に、見直し後初めての水道事業会計決算が提出をされ、審議されますが、それに先立ち、勘定科目と数字についての考え方、見方について共通の認識を持てればと思い、以下、具体的にお聞きをします。

まず、水道事業の経営状況、財政状況を最終的にあらわしている当年度未処分利益剰余金についてです。平成25年度決算では6,558万3円でしたが、平

成 26 年度決算は 11 億 2,638 万 5,577 円と、10 億 6,080 万 5,544 円の大幅の増となっております。これは、会計基準の見直しに伴うその他未処分利益剰余金変動額 10 億 2,295 万 8,656 円が新たに利益剰余金として計上された影響によるものであります。

また、未処分利益剰余金処分後の繰越利益剰余金についても、同じ理由で、平成 25 年度決算では 4,558 万 3 円でしたが、平成 26 年度決算では 10 億 8,638 万 5,577 円と、これも大幅な増となっております。平成 26 年度決算における当年度未処分利益剰余金と繰越利益剰余金をどう見るか、お答えをお願いいたします。

2 点目は、過年度損益勘定留保資金についてです。この資金は、現金預金残高から翌年度繰越利益剰余金と預かり金と減債積立金累計額と建設改良積立金、累計額の合計額を差し引いた金額、このように説明されております。そして、この資金は、第 4 条予算、資本的収入及び支出の決算において、収入額が支出額に不足した際に補填財源として扱われることがあります。平成 26 年度の決算においてもその処理が行われております。

しかし、この資金は、先ほどと同じく繰越利益剰余金が 10 億 4,080 万 5,544 円と大幅に増となったために、平成 25 年度の決算では 2 億 9,358 万 7,989 円でしたが、平成 26 年度決算書ではマイナスの 7 億 3,657 万 4,764 円となり、数字の上では補填財源としては使うことができません。大幅なマイナスとなった過年度損益勘定留保資金についてもどう見るのか、お答えをお願いいたします。

3 点目は、平成 25 年度に行った資本的収支の赤字の補填に、減債積立金と建設改良積立金合わせて 5,747 万 4,903 円を取り崩して充てて、同額を利益剰余金を減額して自己資本に繰り入れたという会計処理についてであります。会計処理としては問題はないとのことですが、水道事業の経営状況、財務状況を判断するのに重要な指標である利益剰余金の推移は、いつ、誰が見ても簡単にわかるようにしておくべきだと思います。今後は、このような会計処理は行わないほうがよいのではないかと私はと思いますが、これについてもお答えをお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 酒田水道部長。

水道部長（酒田昌和）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の 1 問目のご質問に

お答えをさせていただきます。

地方公営企業会計基準につきましては、昭和41年以来、46年ぶりに会計基準の見直しが行われ、民間の企業会計の考え方を取り入れながら、地方公営企業の特性にも配慮しつつ、平成26年度から適用されることとなりました。

この会計基準の見直しの主な内容といたしましては、一つ、借入資本金の計上の変更でございます。二つ、減価償却のみなし償却制度の廃止、三つ、引当金の計上、4、リース会計の導入、5、キャッシュ・フローの計算書の導入などがございます。

その中でも、財務諸表が大きく変わる要因、これにつきましては、みなし償却制度の廃止であります。みなし償却制度とは、水道資産を取得する際に受け入れた下水道事業に伴う水道管移設補償費や補助金等を考慮して、その取得価格からそれらの金額を差し引いた額を帳簿価格とみなして減価償却を行ってまいりました。しかし、それでは全体の金額を把握できないという指摘があったことから、みなし償却制度が廃止され、取得金額全額をもって減価償却となったものであります。

減価償却を行う際には、現年度分では償却対象資産のうちの当年度償却分を補助金等を含めた金額で歳出の減価償却費に計上し、一方、歳入として新たに長期前受金戻入を設定し、受け入れた補助金等を計上したところであります。また、25年度までに減価償却の終わった過年度分につきましては、補助金等を損益計算書のその他未処分利益剰余金変動額ということで、新たに計上されたところでございます。

結果、ご質問にあります当年度未処分利益剰余金、これは、大きく増加することとなりました。しかし、過年度分として計上されましたその他未処分利益剰余金変動額は、既に資産の取得に対して財源として使用されたものであります。料金収入等から得られた利益剰余金とは区別して見ていく必要があるというふうに考えられるところであります。

会計制度の見直しにより財務諸表が大きく変わったことで、平成26年度末において、当年度未処分利益剰余金は11億2,638万557円となりました。

決算状況を見ていく判断ということになりますと、その他未処分利益剰余金変動額、これを除いた当年度未処分利益剰余金1億342万1,901円となるところであります。同様に、繰越利益剰余金及び過年度損益勘定留保資金も、その

他未処分利益剰余金変動額を除いた金額を見てまいるところでございます。

議員がおっしゃられるように、マイナスになるのではないかという部分についてであります。この過年度分のところを除くことによりまして補填財源として今後も活用していけるというふうに判断をしております。

次に、25年度決算におきまして、資本的収支の不足額に補填する財源として、建設改良積立金等の取り崩しを行いました。しかし、水道事業基本計画を進めるに当たって、水道事業会計を安定的に運営するため、財源を目的別に整理する必要があることから、減債積立金及び建設改良積立金については、可能な範囲で順次、積み立ててまいりたいと考えております。

今後も、資本的収支不足分につきましては、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金をもって補填してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 答弁いただきましたけども、確認をいたします。

この26年度の決算書からですけども、決算書の特に利益の剰余金の部分について見る際には、26年度の決算から出てきますその他未処分利益剰余金変動額については、これは、今後ずっと変わらない金額が計上される。10億2,295万8,656円、これが毎年度計上されるわけですけど、これは、要するにないものとして考えて数字を見ようということでもいいということ、まず、これが第1点の確認です。

ほんで、第2点目は、26年度の決算で行った減債積立金と、それから建設改良積立金を資本的収支の補填に使って、その分を自己資本金に繰り入れたという会計操作があったわけですけど、こういう処理は、今後は考えていないということで、減債積立金は減債積立金として、建設改良積立金は積立金として、その目的にその事業を行うときに取り崩して支出をするという処理で今後はいきたいということによろしいんでしょうか。確認ですけども、お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 酒田水道部長。

水道部長（酒田昌和）（登壇） 久保議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目でございます。その他未処分利益剰余金変動額、これについてでございます。先ほどもお答えさせていただきましたように、この部分については、過年度分、既に過年度において資産を取得した、そのときに財源として使用した

ものであります。ただ、今回の見直しに伴いまして、この部分が今までは隠れた状態で見えておりませんでした。それをあえて、今回、26年度からそれを記載していこうということでもあります。ただ、この金額につきましては、過年度で既に使用されたもので、今、現時点で財源として残っているものではございません。

ですから、損益計算書、決算書において、当年度未処分利益剰余金11億2,600万何がしということで記載はされておりますが、ここの部分は、その他未処分利益剰余金変動額、この部分は考慮せず、最終的にはそれを除いた金額でご判断をいただきたいというふうに考えております。

それから、二つ目でございます。積立金、25年度は積立金を取り崩しということで、補填財源ということでさせていただきました。今後についてであります。やはり、これから基本計画を順次進めてまいりたい、そのように考えている中で、大きな金額が必要となってまいります。そういったことも踏まえまして、水道会計の財源というものを適正に処理していかなければ、まずいことになってまいかなんということも思っております。そういうことから、積立金につきましては、今後は決算状況を踏まえながら、可能な範囲で順次積み立ててまいりたい、そのように考えております。

そういった中で、水道会計の財源を整理していきながら事業運営に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

(「自己資本金への繰り入れは、今後は考えていないということではないですか。そういう処理が避けられるということで」の声あり)

水道部長(酒田昌和)(登壇) そういったことはせずに、今後は積み立てということでは計上してまいりたいというふうに考えております。

議長(伊藤勇二) よろしいですか。はい、1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 情報公開と住民参加で焼却炉広域化の議論をということで質問をさせていただきます。

三郷町の清掃センターは1990年、平成2年に稼働してから25年が経過をし、経年劣化も生じてきております。焼却炉については、長寿命化を図るため、ごみの減量化・資源化を推進し、可燃ごみを大幅に減らす計画が2010年3月

に、一般廃棄物処理基本計画として策定されたところであります。

焼却炉などの廃棄物処理施設を今後どうするのかは、自治体のごみ行政の今後20年、30年を左右する大事な問題であります。また、ごみ行政の円滑な運営やごみの減量には、行政と住民の協働、住民一人一人の取り組みが欠かせません。

そういうことから、徹底した情報公開と住民参加のもとでの十分な論議がなされることがとりわけ重要かと思えます。天理市や三郷町など11の市町村で、ごみ処理施設の新設及び広域化が今議論されておりますが、情報公開と住民参加のもとでの論議について、町はどのように取り組むつもりでいるのか。

また、昨年、2014年3月に策定されました一般廃棄物処理基本計画と、この新しい、今、議論されております広域化での新しい焼却炉施設との関連について、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の2問目にお答えしてまいります。

最初に、ごみ処理の広域化につきましては、本議会の全員協議会の席をおかりいたしまして、その内容をご説明申し上げる予定でございます。

したがって、この場ではその説明は控えさせていただきまして、2点のご質問であります広域化に対する情報公開と住民参加のもとでの議論についての考え方、また、ごみ処理基本計画と広域化の関連について回答申し上げたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1点目のご質問のうち、情報公開についてであります。本議会を最初の場として、まだまだスタート時点の話ではありますが、ご説明をさせていただくもので、今後とも議会等機会を捉えて、その情報はお知らせしていく必要があると考えております。また、住民参加のもとでの議論ということにつきましては、住民のご代表であります議員の皆様にご意見を頂戴することが基本であると、このように考えております。

次に、2点目の計画と広域化の関連についてでございますが、計画の目標年度と、広域化施設の稼働目標年度を見ますと、その時期が同時期の平成35年度となっております。この広域化への参加、不参加にかかわらず、定められた計画のとおり推進していくことが必要であると、このように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番(久保安正)(登壇) 今、答弁をいただいたんですけれども、二つだけちょっと質問いたします。

一つ目ですけれども、要は可燃ごみ、燃やせるごみの処理は、町あるいは広域でもよしいんですけれど、ここが焼却炉を自前で持って焼却していく。それか、今、近隣では斑鳩町がやっておりますけれども、民間の業者に出して焼却するか、これしか多分ないんだろうというふうに思います。

ちなみに、斑鳩町と三郷町のごみの量を見てみたいんですけど、ご承知のように、斑鳩町は三郷町より人口は多いわけです。今、民間で処理をしている斑鳩町ですけれども、平成25年度の数字で見ますと、前年度の数字ですけれども、燃やせるごみ、可燃ごみについては、斑鳩が年間で3,875トン、三郷町6,899トン、三郷町が斑鳩町の1.78倍の燃えるごみであります。ごみの総量、全体の量については、斑鳩が6,408トン、三郷町が7,825トン、三郷町が斑鳩町の1.22倍になっております。燃やせるごみの量は斑鳩町に比べて大変多い、三郷町は非常に多いと言わざるを得ません。

このごみ問題、焼却の問題ももちろん大事な問題です。しっかりこれから取り組んでいかなきゃいけないわけなんですけれども、何よりも一番の問題というのは、ごみ全体を減らすということが一番問題となります。そのごみを減らすにはどうすればいいのか。全体を減らすのはどうすればいいのか。

それから、燃やせるごみは当然減らしていかなきゃいけないわけなんですけれども、燃やせる、燃える可燃ごみというのは出てくるわけですから、じゃ、その出てきたごみをどうするかという、これは、今、部長から答弁ありましたけれども、行政と議会はもちろんです。しっかり議論をしなければいけないんですけども、やはり、いつも言われていることなんですけど、ごみについての問題というのは、情報公開と住民の参加のもとでの議論が一番大事であると言われておるわけなんですけれども、再度お聞きしますけれども、住民参加での議論についてはどのように、議会に対してはもちろんですけれども、町としては今のところは考えていらっしやらないのか、再度、お答えをお願いいたします。

それから、二つ目です。先ほどもありましたけれども、三郷町を含めて天理市を中心にした広域で、焼却炉を新しくつくろうという論議がなされております。平群町においては、昨日の議会で町長が11市町村の広域化には参加をしないということを表明、昨日されたやにも聞いております。

いずれにしても、今論議されている焼却施設ですけれども、全員協議会でまた詳しい説明があるんでしょうけれども、先日、天理市の焼却炉をつくる地元での説明会の資料、8月の下旬でしたか、行われたんですけれども、そこに、今、国が進めている焼却炉です、いわゆる高効率のごみ発電施設であるということが書かれています。この高効率ごみ発電施設ですけれども、いわゆる発電効率、予定されているのが、処理量1日370トンですので、発電効率、発電効率というのは、ごみと外部の燃料、燃やすときに充当というより外部の燃料を合わせた投入エネルギーに対する発電出力の割合なんですけれども、これが18.5%以上。だから、発電効率が18.5%以上とならなければならないというふうに、国の補助金でそうなおるわけですが、そのためには、発熱量が高い廃プラスチック類、それから、紙類、繊維類、こういう発電効率の高い廃棄物の確保がどうしても必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

この高い数字の火力を確保するために、今、三郷町が実施している新聞、雑誌、それから段ボールなどの紙類、それから古着などの繊維類などのいわゆる資源ごみを分別して回収してリサイクルに回しておるわけですが、こういうことは、この廃プラ等の高カロリーのごみを確保するために、こういう現在行っている取り組みが弱まることはないのか。

それから、この4月からは、廃プラスチックの分類が始まったわけですが、この廃プラスチック類の回収リサイクルをやめて、以前のように燃やせるごみに戻すなどのことはやらない。

それから、さっき部長が答弁いただきましたけれども、定められた一般廃棄物処理基本計画は、この計画に定められた方向でしっかりと推進をしていく。これは、さっきも部長、言うておりましたけれども、改めてですけど、今の資源ごみの分別回収、それから廃プラの収集等々、それから、この一般廃棄物の処理計画をしっかりと維持して推進していくということで、確認ですけども、改めて、ご答弁を再度お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えしてまいります。

ごみ全体を減らすために住民参加のもとでもっと取り組むべきではないだろうかというような1点目のご質問であったと思います。今、その取り組みを進めるがために、さらなる資源化を三郷町としては進めておりますし、また、この4月

からはさらなる分別を始めたところです。

一般廃棄物処理基本計画にのっとり、ごみの減量を進めるためにいかなる方法がいいのか、まだまだ検討の余地はあるかと思えますけども、その結果を住民の皆様にも協力を求めていくべきだと、このように思っております。

その協力を求める際に、住民さんのご意見を聞く場としていろんな機会を持っていくその必要はあると、このように考えております。

また、広域化の問題です。平群町さんは、昨日の状況で不参加というような情報を得ておられるということでありましたけども、それは、それぞれの自治体で検討していくべきことだろうと思えますので、その辺については回答を控えさせていただきますけども、ごみの減量化と広域化というのはまた別の問題であろうかと思えます。広域化への参加、不参加にかかわらず、定められた計画に基づいて、ごみ処理の方法についてさらなる検討を深めてまいりたい、このように思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。はい、2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

3番、南 真紀議員、一問一答方式で行います。

南議員。

3番（南 真紀）（登壇） スーパーヤオヒコの買い物客による県道信貴山線の車の渋滞と勢野北口駅前の道路の放置自転車についての6月議会後の対策について質問いたします。

本件については、久保議員が6月議会で質問をしています。ヤオヒコの駐車場入り口付近の県道信貴山線の車の渋滞は、平群に新しくスーパーができたことも影響しているのか、ここのところは幾らか緩和されているようですが、依然として続いています。6月議会での町の回答は、引き続き警察と県と連携し、改善の要求を行うとのことでしたが、6月議会後の取り組みについてお答えをお願いいたします。

それから、買い物客による勢野北口駅前の迷惑駐輪について、6月議会での町の回答は、「当該道路からスーパー敷地内への駐輪場へのアクセス方法や、買い物客に敷地内への駐輪を徹底していただく方法を検討するよう申し入れた」とのことでした。ところが、スーパーヤオヒコは、最近になって、当該道路からスーパ

一敷地内への入り口に車どめのポールを設置し、そのポールにバイク、自転車の通行はご遠慮願いますと張り紙をしています。ということなのでしょうか。

それと、6月議会の答弁で、「現状の自転車と放置禁止区域での放置車両の撤去方法では、一時的な駐輪に対してなかなか求める結果が得られないため、即時撤去を取り入れるなど、厳しい対応も検討していかなければならないと考えています」との答弁もありましたが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 南議員の1問目にお答えしてまいります。

まず、1点目の県道信貴山線の渋滞の件でございます。ご質問にもありますように、平群町に大型スーパーができたためか緩和状態にありますけども、土曜日の売り出しセール時には、以前ほどではないものの、依然として渋滞が発生している状況です。

6月議会以降の対策についてのご質問ですが、郡山土木事務所に対しまして、道路管理者としての立場として指導していただくよう要望書の提出を行いました。その後、その要望を受けて、ヤオヒコに対して、県のほうからガードマンの強化及び安全対策の強化の指導を行っていただいた、この報告を受けております。

繰り返しの答弁になりますが、状況把握に努めまして、引き続き警察、県と連携し、改善の要求を行ってまいります。

次に、勢野北口駅前の迷惑駐輪対策として、駐輪場へのアクセス方法、また、買い物客に敷地内への駐輪をしていただく方法を検討するようヤオヒコに申し入れを行った件でございます。

回答のほうは、経営状況から、さらなる人的配置が困難だということ、また、当該地が借地であることから、現状の変更がなかなか難しい、こういったことから、現在もまだ検討中であるんだという回答をいただいております。

一方、行政といたしましては、駐輪される方のモラルに訴えかけるため、昨年に引き続き、小学生の描いた啓発ポスターを路面に貼付する方法を継続したいと考えておりまして、さらなる提供をいただくため、教育委員会にも協力を求めているところです。

また、放置車両の撤去の面からです。前回、回答いたしました即時撤去について、具体的な検討に入っております。今後の状況を見ながら、来年度から導入で

きるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。はい、1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 準要保護生徒を対象にした高校入学準備金の新設について質問させていただきます。

要保護生徒が高校に入学するときは、入学準備の諸費用に充てるため、生活保護費用の中で6万3,200円以内で入学準備金が支給されています。三郷中学校の準要保護の生徒数は10年前の2004年度は43人でしたが、2014年度は74人と7割もふえ、格差と貧困が拡大し続けています。

今年の3月に卒業した3年生は23人でした。教育基本法第4条教育の機会均等の3項は、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難なものに対して、奨学の措置を講じなければならない。」とうたっています。2年前の9月議会で、久保議員が一般質問で取り上げていますが、準要保護生徒を対象にした高校入学準備金の新設を検討するお考えはありませんか。よろしくお願いします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、南議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

今回のご質問の内容につきましては、従前から町議会の会派でもあります政友会からもご意見をいただき、また、平成25年、第3回9月定例会におきまして、久保議員さんからも同様のご質問をいただいております。

平成22年度をもって廃止いたしました高等学校等入学支度金につきましては、世帯全員の所得額が生活基準額の1.3倍以内、いわゆる準要保護生徒の保護者に対し、公立で7万円、私立の場合で20万円の入学支度金の給付を行ってまいりました。しかし、国において、平成22年4月から、公立高等学校の授業料の無償化が実施され、私立高等学校等に在学する全ての生徒に対しても就学支援金が支給され、家庭の教育費への負担が軽減されることとなりました。

また、本町におきます準要保護児童・生徒数は、10年前からは増加しておりますが、近年は横ばい状況でございます。本町の高等学校入学支度金制度が廃止

されてから、はや5年が経過いたしました。が、県内市町村の状況を見ますと、6市2町2村が何らかの支度金を支給しているのが現状でございます。

そのような中、本町におきましても、生活困窮者に対する教育費の負担軽減の一助として、三郷町育英振興基金の有効活用を検討いたしました。つきましては、本9月定例会におきまして、同基金条例の一部改正を上程しており、平成28年度より町内在住の中学校卒業生で、かつ準要保護に対する生徒に対し、高等学校等の入学に係る経費の助成を予定しております。この助成金につきましては、国公立で3万円、私立の場合は5万円をそれぞれ上限とし、助成してまいりたいと考えております。

なお、財源につきましては、平成26年度末、三郷町育英振興基金で792万3,876円の残金があり、これに加え、多くの方々からふるさと納税へご寄附をいただき、そのうち教育振興への寄附もいただいておりますことから、この基金の活用を考えているものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。はい、2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

1番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。

神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目、予約制乗合タクシーの運行の改善をということで質問をいたします。

予約制乗合タクシーは、2011年12月の試行運行開始後、3年9カ月がたち、制度が定着してきました。利用者からは大変喜ばれていますが、最近、予約がとりにくい、あるいはとれないという苦情が寄せられています。これは、今年の1月から運行方法を変えたことに一因があるのではと考えられますが、予約がとれない方の割合がどれくらいあるのか、また、この状況について、町はどのように考え、どのように改善をしようとしているのかをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、神崎議員の1問目の質問にお答えをしてみたいと思います。

試験的な実証運行期間を経まして、平成25年4月から本格運行を行っております三郷町予約制乗合タクシーでございますが、平成24年度では、年間利用者

が1万793人でしたが、25年度では1万9,640人、また、26年度におきましては2万307人と、多くの皆さんにご利用いただき、本町にはなくてはならない地域公共交通として定着してきたものと考えておるところでございます。

運行内容につきましては、実証期間の実績を踏まえ、本格運行開始時に、運行の曜日や時間、区域等の大幅な見直しを行いました。それ以降、運行内容の変更は行っておりません。一方、運行委託料の算定方法につきましては、運行開始時から昨年末までは、走行した分だけを支払うといういわゆる距離借りを行っておりました。

しかしながら、多くの方々にご利用いただくにつれ、実質的にタクシー車両と乗務員を拘束する形となっており、当初に想定をしておりました駅待ちのタクシーなど待機中の一般タクシーを予約制乗合タクシーに転用したり、また、その逆で予約のない時間帯には一般タクシーとして有効活用できるというような当初の想定から、だんだん利用が多くなることによって状況が大きく変わってまいりました。

そこで、本年1月より運行委託料の算出方法の一部を変更し、これまでのように実車走行に対して支払う方法、いわゆる実走運行料金算定方式と呼んでおりますが、この方式から時間借り方式という形に改めました。

ただし、全ての運行日におきまして、例えば1日3台もしくは1日4台ということで、最初の時間帯から最後の時間帯まで一律で台数を決めて借り上げるといったようなものではなく、これまで予約制乗合タクシーに掲載をしておりますシステムに蓄積された利用データをもとにしまして、曜日ごと、時間ごとに必要な台数を車両シフト表というのをつくりまして、車両を借り上げる方法に変更したところで、その場合、利用者にできるだけご不便がかからないよう、利用の多い曜日や時間帯には車両をふやして配車をする、比較的利用の少ない曜日や時間帯には減車をするというシフト制を組んだところでございます。

そのような中、運行事業者には、予約が成立しなかった件数やその状況について、毎日、詳細に報告書を提出するよう求めているところで、本年4月から7月の予約不成立の割合ということで、申し込んだが、実際にご利用いただけなかったという割合が全体の何%かということを見てもみますと、8.73%ということになりました。

ただ、その個別内容を見てみますと、特に予約が集中する曜日・時間帯でのお申し込みで予約ができないケースももちろんあるわけですが、予約可能最短時間、30分前から予約できるとしてありますので、その30分ぎりぎりにお申し込みをいただいているケース、また、希望される乗車時間より多少待ち時間が生ずることによる案内をしますと、「そんな待たなあかんのやったら、もうええわ」というようなことで予約をキャンセルされるというようなケースもその中には含んでおります。

このことから、利用の状況や不成立の状況、収支比率等を総合的に判断しながら、持続可能な地域公共交通として存続できるよう曜日・時間帯での配車の変更など改善を図っているところではありますが、何分にも全ての利用される方々のニーズにお応えするには、予約制乗合タクシーとしてのシステム上の一部限界というものもあるかと考えております。

また、予約制乗合タクシーそのものが、利用しやすさと料金の両面におきまして、定時・定路線でありますバス・電車、または、申し込みますといつでも来てくれる一般乗用タクシー、この中間に位置する乗り物であるということをご利用者の皆様にもご理解いただくとともに、予約制乗合タクシーの予約でございますが、1週間前から予約受け付けが可能となっておりますので、そのことを十分に周知し、できるだけ早目の予約を行っていただくことで、1人でも多くの皆さんにご利用いただけるよう今後も対処してまいりたい、このように考えているところでございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 不成立が8.7%ということになりましたら、かなりの12件に1件ぐらいお断りしていることに、というか本人から要らないという場合もあるんでしょうけれども、不成立ということが全くないわけではなくて、やっぱりなかなか乗りたいけれどもうまくいかない場合もやっぱりあると思いますので、時間借りの方式に変えたので、その時間に何台配車するかということは今までのデータからされているので、なかなかうまくいかない面もあるということはわかりますし、配車をふやすことによって費用がかさむということももちろんわかっていますけれども、やっぱりその辺、シフトを敷くときの、なるべくそういうことが起こらないように検討はされているのでしょうか。その辺だけ、ちょっと確認をお願いします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 神崎議員の再質問にお答えをしてみたいと思いますが、確かに不成立 8.7%といたしますと、百分率で直しますと 12 件に 1 件ぐらいがキャンセルになっているというようなことで、そのキャンセル率というのは、キャンセルといたしますか成立しない率というのが高いじゃないかというふうに思われますが、このパーセントの中には、お 1 人で 1 回に、例えば何時に乗りたいたいねんとおっしゃったときに、それ、ちょっともういっぱいなんですと、ほな、次、この時間どうやとかということで、お 1 人がいろんなお申し出をされる、それも一件一件カウントしていますので、全てが、12 人にお 1 人が全部アウトということでもないということは、まず、申し上げておきたいなというふうに思います。

それと、議員おっしゃったように、乗れないのであれば、確かに車両をふやせばその分は乗っていただく方の機会がふえるわけですから、そのような形でふやせばええやないかと、ただ、ふやせば費用、ふえるけどねというようなご質問であったわけですが、全くおっしゃるとおりで、無尽蔵にふやすことというのは、何も考えなければ、当然それも可能でありましょう。しかしながら、この制度自体を進めるときは、冒頭申し上げていたと思うんですが、やはり三郷町がスタートをさせて、持続可能なというようなことで、一度始めてしまったら、もう途中やからこれでええわとか、これでもうやめやというようなことにはできないと考えています。

したがって、長年続けていこうとすれば、住民の方、ご利用者の方のご負担も当然お願いをせないかんし、収支比率と言っていますが、町が負担をすべき金額も無尽蔵ではございません。その辺も含めて、費用と効果ということから考えていかないかんですが、今もご意見もいただいておりますとおり、申し出があってもなかなか乗れない時間帯があるというようなことでもありますので、その辺は、今後、その時間帯が集中しているところに台数をふやして、もうちょっと減らせるところをそっちへ回せないかとか、そういうところは運行事業者と、これは調整協議が必要になってこようかと思えますけども、その辺は調整は図っていきたいとは思いますが、今この場で、必ず皆さん乗れるようにというようなお約束はできないということで、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目、放課後児童クラブ、大変入所者が急増しておりますので、その件について質問します。

近年の社会、経済情勢の変化に伴って働く女性もふえておりまして、放課後児童クラブへの入所希望者がふえ続けています。この4月からは、施設の拡充も行って三郷小学校は70人から100人、北小は120人から140人に定員をふやしましたが、現在それでちゃんといけているのか。現在の状況をまずお聞かせください。

それから、子ども・子育て支援法の施行により対象児童が6年生までに広げられましたが、今のところ、これまでと同様の4年生までとなっています。5、6年生の入所希望者への対応、特に夏休みなど長期休暇への対応についてはどのように考えておられますか。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、両小学校におきます放課後児童クラブの状況について説明させていただきます。

今、議員からもありましたように、本年4月1日より、三郷小学校放課後児童クラブの定員を70名から100名に、三郷北小学校放課後児童クラブでは、定員を120名から140名に増員いたし、運営をしているところでございます。

次に、入所状況でございますが、本年9月1日現在、小学校4年生までの受け入れで三郷小学校では87名、三郷北小学校139名であり、現在、待機児童はいない状況ではありますが、三郷北小学校ではほぼ定員数に達しているのが現状でございます。

また、子ども・子育て支援法の施行により、本年4月1日から、放課後児童クラブの入所対象者が6年生まで広げられました。これを受け、本町といたしましても、小学校5年、6年生の入所希望者への対応や夏休み等の長期休暇への対応について検討を重ねてまいりました。その結果、三郷小学校では、年々子どもの人数が減少傾向にあるため、空き教室等の改修を行いまして、有効活用を行いな

がら小学校5年生、6年生の受け入れは可能であると考えます。

一方、三郷北小学校では、特に勢野北地区での転入が多く、それに合わせて子ども的人数も増加傾向にあります。したがって、空き教室にも余裕がなく、三郷小学校とは対照的であり厳しい状況であります。

本町といたしましては、5年生、6年生の高学年の受け入れはできれば両校同じタイミングで実施したいと考えており、それを行うには、三郷北小学校の敷地内にさらにもう1棟プレハブ建設をしなければならず、あわせて指導員の増員、備品の購入、光熱水費等の経費が必要となってまいります。また、建設工事期間も長期にわたることから、現段階では、5年生、6年生の受け入れ及び長期休暇への対応は困難だと考えております。

現状の運営といたしましては、小学校4年生までの子どもの受け入れを最優先とし、できる限り入所希望者の望みがかなうよう運営をしております。このことから、現行の4年生までの受け入れにおいて、定員が大幅に下回るような状況となれば、6年生までの受け入れも行ってまいりたいと考えておるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） 今、現状をお聞きしましたら、三郷小学校のほうは空き教室もありますので対応のほうは何とかなるということなんですけれども、北小学校は、本当に勢野北のほうの入居がふえて子どももふえ、放課後児童クラブへの入所希望者がふえているということで、140人の定員に対して139人ということで、あと1人しか余裕がないわけです。ということになりますと、やっぱりまた今年の4月のときのように、来年の入学のときもまた定員オーバーということも考えられると思います。できるだけ希望に沿うではなく、やっぱり少なくとも最低4年生までは絶対受け入れしなければいけないと私は思います。その辺について、どのように考えておられるのか。

それから、やっぱり毎年毎年、いつもあと追いまいたいなことでなくて、なかなか難しいけれども、今後、どのように子どもの数がふえていき、放課後児童クラブ、希望する子がどのぐらい、なかなかシミュレーションも難しいんですけど、そういうことはちゃんと考えておられると思いますけれど、その辺のことについてどのように考えておられるのか。

5、6年生の受け入れについても、もちろん三小だけ先にやるというのは同じ町として難しいと思いますので、その辺は、できれば夏休みだけでも何とかならないのかというのは思いはありますけれども、とりあえずは最低4年生までの受け入れは必ずできるような方策を考えていただきたいと思いますので、その辺について、お答えをお願いします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。神崎議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、小学校4年生までの受け入れ状況を最優先ということで、1回目の回答でもさせていただきました。現状を見てみますと、本当にあと1名の定員枠しか今のところありません。今の三郷北小学校の施設におきましては、まだ定員は最大160名まで収容可能でありますので、そういったことも踏まえまして、今後は、受け入れ状況につきまして定員もあわせながら検討していきたいということになっております。

それと、二つ目、今後の状況はどうなのかというようなご質問でございました。本年におきましても、120名から140に定員をふやしまして、それでいけるかなということで臆測をしておりましたけれども、実際、ふたをあけてみますと、予想以上に入所希望者がありまして、実際のところ、びっくりしているような状況でございます。

今、三郷北小学校におきましては、普通教室の関係もそういったシミュレーションをしていかないといけませんし、今の社会情勢から見てみますと、そういったことも考えて学童保育の状況も検討していきたいということで、今シミュレーションをしておりますけれども、この増加の傾向でありましたりとか、入所者の希望というのが出生率とかで大体わかるんですけども、学童の入所者数というのは本当につかみにくいような状況でありますので、できるだけ現状を踏まえまして対応できるようには考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。はい、2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、4番、兼平雄二郎議員。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 許可されましたので、質問させていただきます。

被災時の防災についてなんですが、今回は、ちょっと備蓄食料に限って質問させていただきます。

被災地の防災対策については、一番言われるのは、まずは個々人において1週間程度の食料・飲料水の備蓄が求められているということです。例えば県の災害予防計画を見ましても、住民の役割として、住民は、食品、飲料水、その他の生活必需品、物資の備蓄に努めなければならないとね。1週間以上の食料・飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努めるといようなことが書かれています。

また、三郷町のこの三郷町防災計画です。地域防災計画についても同じような趣旨です。災害への備えとして、一般住民は飲料水・食料及び、どれぐらいとは書いていないんですが、生活物資の貯蓄とか、そのほか、非常持ち出し品の準備とか家具、什器等の適宜固定とかいろんなことが書いていますが、今日は備蓄品に絞りたいと思っています。

そういうことが言われて久しいですし、それから、町の防災講演会も、しばしばやっぱり「自分で備蓄することのすすめ」というのがいつも強調させていただいて、大きく言えば自分の身は自分で守ることということがいつも言われているわけなんですけども、そういう中で、町として、三郷町の各家庭、各家での実態がどんなものかと把握されているのでしょうか。それとも、どういうふうに捉えておられるのかと。

また、町として、先ほども言いましたが、備蓄を促す取り組みとしてキャンペーンとか啓蒙活動をどのように実施してきたのか。さらに、今後どのようにしていくのかということ、実態を捉えることを含めて、まず1点は、住民の役割としての備蓄品です。

二つ目は、共助の立場から、これは基本的には自主防災会の設立ということで、三郷町では非常に進んでいまして、奈良県全体の中でも三郷町は97%ですとか96%、奈良県ではまだ90%っていないということ、この前、県でもおっしゃっていました。

ほんで、そういう活動の推進を目指してきましたが、各地域防災会の備蓄食品

の実態はいかなるものか。というのは、地域の備蓄食品というのは、例えば私の住んでいる地域の人、自治会館が一時避難所になっていまして、そこから三郷北小学校まで行くのには、一度避難訓練してみましたが、往復1時間半、特に車椅子などは非常に困難でして、車椅子でやって来るといわゆる県道信貴山道、あそこが非常に狭くて、早速、県の郡山土木事務所にも申し入れて、あそこをどないかならないか、せめて車椅子が通れるくらいにならないのかということと、今、協議もさせていただいているんですけども、そういう実態です。

だから、例えば北小学校へ行くということは、かなり困難なことが予想される中で、そしたら、地域のそういう自主防災会、各地域の備蓄品というものは、やっぱり三郷町全体の被害想定人数が6,000人ですから、例えば三室に27%でしたか、防災の想定人数は。そしたら、三室の場合は、例えば1,000人、もっといると思いますが、1,000人としても例えば27%、270人分の1日の備蓄食品がされているかといったら、されていないというのが現状だと思います。そういう実態をどのように捉えておられるのかということと、今後、町からの地域防災会への働きかけなどの計画について教えていただきたい。

公助の立場についてということでは、これは、町長もこの間もおっしゃっていましたが、三郷町は、少なくとも1日分、6,000人の1日分の3食の水と食料は十分、それが1日分がいいのかどうかは別としまして、そういう25年からですか、もうちょっと前からか、計画的に備蓄品の一覧表も見せていただいています。

ただ、私自身、三郷町の中でちょっと問題にしたいのは、最後に書いていますように、また、町の東部地域というのは、具体的に言いますと、夕陽ヶ丘、東信貴ヶ丘、三室ですけども、町の備蓄倉庫などから遠距離にあるわけなんです。そういうことを含めて、三郷町全体の備蓄品の保存場所として今のんで十分なのか、そして、そういう中で各地域に全てに行き渡るようになっているのかどうか、その辺の実態を教えていただきたいのと、今後の対策を教えてください。

以上です。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、兼平議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

ご質問の被災時食料・飲料水の対策として、まず、一つ目のご質問の項目でございます各家庭における食料・飲料水の備蓄の実態でございますけども、これまでに各家庭での備蓄状況を個々に調査したことはございません。したがって、各ご家庭でどれぐらいの備蓄がなされているかというようなことは、町としては把握していないというのが現状でございます。

しかしながら、万一の災害発生時には、町が準備をしております備蓄品にも限りがありますことから、各家庭での備えも必要であるという前提に立ち、全世帯に配布をしております防災ハザードマップ、こちらには、備蓄品や非常持ち出し品の例を掲載して、必ずこういうところでこういうものが必要になりますので、個々にご準備くださいねという啓発をさせていただいています。

また、それ以外といたしまして、定期的に広報紙の紙面を活用して、例えば風水害が近いということになりますと、その備えという観点からも、備蓄品もしくは持ち出し品の啓発も含めて住民の皆様方に呼びかけを行っているところでございます。

また、町が備蓄しております食料品・飲料水のうち、消費期限が迫ってきたもの、飲料水や食料はそのまま廃棄をすることなく、町が備蓄をしている物品の紹介と各家庭でも備蓄する、こういうものを備蓄されたらどうですかというようなことで、物品のサンプルとして自主防災組織を通じまして、町から住民の皆様にご啓発配布ということを行っておるところでもございます。

加えまして、毎年11月に実施をしております人権フェスタ、議員もご存知だと思いますが、その人権フェスタにおきまして、町がストックしています備蓄品の展示、または、それを実際に食べていただく、試食していただくということで、それらの試食等も行うことで、住民の方々にも広くこういうものをストックしていただければということでの啓発も行っており、今後の取り組みとしても、これらの取り組みを持続、継続的に積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目の各地域の自主防災組織の備蓄の実態についてのお問い合わせでございますが、食料品・飲料水等の購入経費は、既に町が行っております自主防災組織育成事業助成金の対象外となっております関係上、どれだけ各自主防災会で食料や飲料水を購入され、また、それを備蓄されているかということにつきましても、町のほうでは具体的に把握をしておりません。しかし、町内の自主防災

会への啓発につきましても、先ほど住民の方への啓発と同様、同じようなことになりすけども、町の備蓄食料品の配布等を通じて啓発をしているところで、この辺につきましても、やはり住民の方、また、自主防災の組織としても、こういうものが必要だなということを十分にご認識をいただけるような取り組みをこれから続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、町の備蓄状況ということでご質問をいただいておりますが、既にご承知かも知れませんが、本町においても、最も被害を受けると想定されております地震の想定避難率、先ほどもおっしゃっていましたが、27.5%としてそれをもとに算出をいたしました想定避難者数6,350人ということで想定をしておりますが、その方々が丸1日避難所で生活を行っていただくために必要となる食料や飲料水を常時、現在も備蓄をしております。

具体的に少し申し上げますと、5年保存できる500ミリリットル入りのペットボトルの水1万9,050本、食料といたしまして、ビスケット・クラッカー・アルファ化米・保存パン、それぞれに6,350食。それから、高齢者等で食事がとりにくいという方々のためにも考慮いたしまして、おかゆ1,200食、また、新生児、子どもさん、赤ちゃんですけども、赤ちゃんは食事がとれませんので、新生児用と9カ月以上の粉ミルク、それぞれ2,000本、それを三郷小学校、三郷北小学校、南畑幼稚園前の駐車場、立野防災倉庫にそれぞれ想定される避難者数に応じて現在備蓄を行っておるところでございます。

また、このたび竣工いたしました新学校給食センター、こちらにも、新たに備蓄品をストックするというところで、今、その準備を進めているところでございます。

なお、災害発生時には、原則として町内にあります8カ所の指定避難所で集中して避難所の対応に当たることを想定しております。そのことから、大型資機材を収納している立野防災倉庫を除きまして、各備蓄倉庫には、指定避難所の付近に設置をしておるというふうに考えておるところでございますが、食料・飲料水等の配布につきましても、原則として指定避難所へお届けするというようなことで現在想定はしております。

現状で、当初の勢野地域から東の地域におきましては、相当人数を収容できる大規模な施設というのは、先ほどおっしゃったように、北小になるかと思うんですが、北小であったり、また、ちょっと遠いですが、新学校給食センターで対応

することになるかと思うんですけども、そのときに、町の東部地域に新たな備蓄倉庫を設置してはというようなご意見かと思いますが、今の段階では、そういう倉庫を設置できる適切な場所というのが見当たらないということもありまして、現在の備蓄の状況、備蓄の配置場所を継続したいというふうに思っておりますし、また、実際、何か災害が発生すれば、その状況に応じまして、町職員が実際に避難所にそういう備蓄品を配布することになりますので、そのときには状況に応じて柔軟に対応し、適切にお届けをしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 兼平議員、再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） まず、各家庭でのいろんなキャンペーン、啓蒙活動は私もずっと地域の防災会の会長を長年やってきましたので、町がなさっていることは承知しているつもりです。ただ、実態把握としましては、もうちょっと私は地域防災会などを活用して、例えば町が調査するというのは非常に難しいんですけども、地域防災会にはいろいろ住民から、食料、この程度でええんかとか、いろんな日常的な問いかけがありますし、実際、例えば一つの防災会の中で、各家庭がどれくらい備蓄品を持ってんかということ調査することは可能じゃないかなと思いますので、そのあたりは、地域防災会というのは基本的に活発に動かんことには意味がないと思いますので、そういう中で、5年ほど前からですか、町が助成を120万か150万、それからさらに、行事をするときに2万円の助成という形で、今、最高一つの防災会で117万円の助成が受けられるようになっていて、それは非常にありがたいことだと思っているんですけども、実際の活動面での横の連絡とか、町との連携とか。

先ほども言いましたように、どんなことを、例えばある防災会でやっていることが、別の防災会に対してどんだけ横の連絡があるのかどうかとか、その辺はやっぱり十分活用していくべきだと思いますし、先ほど申しましたように、本当の実態を知るためには、やはり町と防災会が協力していくべきじゃないかなと、1点は思っております。

それと、もう1点は、今の東部地域にそういう備蓄品の置く場所、今のところ考えておられないということなんですけども、三郷町は8カ所ですか、備蓄品を置いてあるのは6カ所、ただ南畑幼稚園のところにコンテナがあって、ただ、斑

鳩町などは、私、自転車で見て回ったんですが、13カ所、あちこちに置いています。それから、王寺町は見て回ってないんですけども、町の方に聞いたら12、3カ所、やっぱり置いてあるというもので、全体を網羅しているんですかと言ったら、そういうことは意識しているというね。

ほんで、三郷町の中でも、やっぱりそういういろんな地域を各ブロックを意識した備蓄品の置き方というのが今後必要じゃないかなというふうに私は考えております。

場所が見当たらないとおっしゃったんですけど、例えば場所がわからなかったら、やっぱり地域の、斑鳩町などは、25号線の観光道路を上るとこのローソンの裏の公園に大きなコンテナを2台置いています。そういうふうに地域の住民と相談すれば、置く場所はいろいろと相談できると思うので、やっぱりそのあたりの相談をしていただきたいなと思いますので、要するに、各家庭の本当の実態をやっぱり知らなければいけないということと、それと、災害が起こったときに、町内全て網羅できているのかどうかというところで、今後検討していただきたいなと思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 兼平議員の再質問にお答えをしまいたいと思います。

基本、ご要望であったやには思いますが、まず1点目、個々の実態把握について、地域防災会を活用して、その組織で調査することは可能じゃないか、おっしゃっているとおりだと思います。ですから、当然、それをしていただくにこしたことはないわけで、ただ、地域防災会、名称は自主防災会と正式には申し上げると思うんですが、自主活動として、自分とこの地域は自分達で守るんだという一つとして、各ご家庭、どれくらいストックされてますかということ进行调查するとともに、地域の皆さんに啓発をしていただく。それが自主防災会の活動の一つにもなるかというふうに思います。

ただ、そういう活動を積極的に取り組んでいただけたらと、そうでないところがもしあるようであれば、他の自主防災会ではこんな取り組みをされていますよというようなPRを兼ねて、他の自主防災会にもご紹介をできるというようなこともありますので、その辺は機会を捉えて啓発といいますか、お知らせをし、

こういう取り組みが広がっていければなということ考えているところでございます。

それと、備蓄場所のことでございます。確かに事細かに配置をすることで、災害が起きたときに、近くにそういう備蓄品があるということから、即座に対応し得る、おっしゃるとおりだと思いますが、やはり、備蓄をするというのは、一旦置いたら中を定期的に確認をしたり、また、入れ替えも当然必要になってまいります。

三郷町、実際には8.79平方キロメートルの地域ですけれども、大半が信貴山の山麓部分で、居住地域というのは3、4平方キロメートルぐらいだと思います。横には長い地形ではあるわけです。その中で、当初は学校にのみ、両小学校のみにストックをしていたかと思うんですが、それでは非常時に、例えば信貴山へ上っていく県道沿いで大きな災害が発生したときに信貴山が孤立してしまうやないかというようなことから、信貴山南畑地区にも、そこはコンテナということで対応しております。

これまで、全然見直しをしてこなかったということではないわけですが、果たしてコンテナを増設することだけがいいのかどうなのか。コンテナであっても、やっぱり空調設備もひょっとしたら要るやもしれませんし、その辺も含めまして、他の自治体さんでコンテナを置かれていることも承知はしますけれども、資機材であればそういうのもいいかもしれませんが、口にする食料、飲料水等々に関しては、ちょっとその辺はストックをするということからすれば、環境も考えていかないけませんので、その辺で適宜検討はしてまいりたいと思いますけれども、今の段階では、増設する予定は今のところ持ち合わせておらないというのが現状でございます。

議長（伊藤勇二） 4番、兼平雄二郎議員の質問は、以上をもって終結します。

6番、佐野英史議員、一問一答方式で行います。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

男女共同参画社会についてという表題で質問させていただきます。

共同参画、ここはともに同じくするという形の共同でも使わせていただきますけれども、「協働」もありまして、さまざまな「きょうどう」という意味でもいろんな目的、変わってきますけど、今回の質問は、一般的に言われています「ともに同じくする」という共同参画という観点から質問させていただきます。

特に、ここ数年、女性の社会進出ということを進めようというふうな形で政策的にも進められています。先日、女性活躍推進法というものが成立いたしました。この10年間の時限立法という形なんですけども、私がこの質問をしようと思ったのは、去年に7年ぶりに議会に戻らせていただきまして、役所自体には女性の姿がふえたのかなというふうに感じますけども、この本会議場でも、女性は理事者側は局長1人ということで、委員会におきまして、文教厚生常任委員会には、やっぱり南畑幼稚園とか西部保育園のスタッフあるいは保健センターの職員等で女性の姿が見れるんですけども、総務建設常任委員会になりますと、本当に男性一色という形になっています。

私は、今介護の現場で働かせていただいておりますけども、やはり、女性の感性というか女性特有の気づきとか、そういう女性らしい部分というのは行政にも生かしていけるのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、世間には、世の中には女性が半分いるんだから、女性が半分がいいというような意見もありますけども、私はこの数値とかそういうことでのこだわりではなくて、やはり女性の能力をどういう部門で生かしていくことができるのかということを考えていきたいなと。

確かにこの女性活躍推進法というのは10年間の時限立法なんですけども、三郷町役場でどのように取り組んでいくかということも含めまして、やはり10年、20年という長い中長期のスパンで見ていかないといけないのかなというふうに思っています。法律ができたから、あるいはかけ声をかけたから、明日から三郷町役場はこう変わるんだというようなものではありませんから、やはり採用段階も含めて、10年、20年という形で採用、そして、育成という形で中長期で見ていかないといけないのかなというふうに思っています。

そういう意味では、今、これから三郷町では採用シーズンに入っていきわけですけれども、今、三郷町として、この役所内の男女共同参画社会とか女性の能力の活用というものに関してはどのように考えていらっしゃるのかなと、ご意見をお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の1問目の質問にお答えするわけですが、事前の通告の内容と異なっておりますので、ちょっと今、どうお答えしようと悩んでいるところなんですけども、三郷町役場内における男女共同参画という観点

からの取り組みをご報告申し上げたいと思っておりますが、当然のことながら、三郷町におきましても、男女雇用機会均等法もございます関係上、その法律があってもなかってもなんですけれども、男性、女性区分することなく、当然給与体系も一緒ですので、職員採用に当たっても、男性職員募集しますなんてなことを一切やっておりませんし、実際のところ、例えば専門職の中で、保育士さんであるとか幼稚園教諭の免許を取得している方というのは、男性もおられますけれども、現実には女性の方が多いというのも現状ですし、そういう方々の採用もどうしても女性ということになります。一般職、もしくは専門職の中でも、昨今は土木職であっても女性の方もおいでになりますので、そういうところで広く男女の区分なく雇用は努めておるところです。

したがって、今、直近で、ずっと今思い出しておるんですが、ここ1、2年の採用状況を見てみますと、一般職での採用職員の男女の比率を考えますと、決して片寄りはなく、その年度、年によって多少男性が多い、女性が多いという年もありますが、ほぼ男性、女性の職員が採用されているというような状況にあるということをご報告申し上げたいなと。

それから、採用試験のみならず、今度は、職場内ということで、今おっしゃいましたように、例えば男性が気づきが遅いというのはちょっとどうかと思えますけれども、やはり女性は女性の観点で周りの状況に即座に反応してくれるというところも当然見受けることもあります。

したがって、女性の目から見た職務遂行または住民対応等々は、それなりに三郷町でもできているのではないかと思います。こと議会の構成の中での話も出しましたが、これは、前にも一般質問で女性管理職の登用ということでの一般質問もあったかと思うんですけれども、決して何の制限もしておりません。男性と同じように条件を整えば、管理職登用試験を受験いただく機会は平等に設けておりますし、また、それを受験するのかもしれないかというようなことは、ご本人の選択であろうかと思います。

その関係上もあるのかないかは、ちょっと明言は避けたいと思えますけれども、要は、実際のところ女性管理職が少ないという現状もあるのは事実です。ただ、あるからといって、試験制度があるのに、その試験制度を無視して女性管理職を増員するなんていうようなことは、これは本末転倒ではないかというふうに考えるところでございますので、その辺も含めて、町役場全体を見渡して、できると

ころはそういう男女共同で、もしくは女性の活躍の場を広げていくというようなことはこれまでもしてきたつもりでもありますし、また、これからも続けていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（伊藤勇二） 佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） 今、部長から答弁がありましたように、三郷町役場自体が、採用枠がそんなに多いわけではありませんから、当然ながら優秀な女性が採用試験を受験しに来たからといって、その方が、本当に内定を出して三郷町役場に来てくださるかどうかもわかりませんので、実際に、例えば女性を何名採用するとか、管理職候補として育てていくということは難しいとは思いますが。そういう意味では、私は、冒頭言いましたように、数に、数値にこだわるわけではないということを言いました。

そこで、2問目のほうに移らせていただくんですけども、私は、なぜこの問題、特に後段の部分の女性の起業家セミナーなどを企画してはどうかというのは、私は、女性の社会進出という中で、いろんなご意見が出ています。今、特に社会進出がうたわれているわけですけども、専業主婦がいいと、バリバリ働きたくはないと、できる限り専業主婦がいいという、そういう声も実際にございます。扶養の枠内で社会に貢献をしたいという声もございます。

一方で、社会は、どちらかという社会保険の関係だと思っんですけども、働く女性を中心というような視点になっていっていると思います。私は、そういう数値とかそういうふうな形じゃなくて、私個人の理想なんですけども、男性であっても女性であっても自分らしく生きていける、自分らしく働けるという社会が理想なのではないかなと。

そういう意味では、今回、女性活躍推進法というのができ上がりました、そのあとに、あとから国がさまざまな政策手段を出してくると思うんですけど、まずは、長時間労働の是正、これが一つの課題として挙げられています。それと同時に、男女の役割の見直しということも課題として言われています。

私は、この男女の役割の見直しという観点からすると、例えば今までは女性らしさとか男性らしさということが言われていたんですけども、男性でも、中には、私は奥さんよりも稼ぎが少ないから、どちらかという家庭のことをやっていきたい、主夫になりたいという意見も出てきています。そういう意味では、それぞれの一人一人が自分のライフスタイルをつくっていくというのがこれからのある

べき社会ではないかなというふうに思っています。

そういう意味では、今回の女性活躍推進法でも問題になったのは、女性が仕事と家庭を両立しにくいと、国のほうが旗を振ってくださっても、今の現状では、女性が仕事と家庭を両立しにくい環境にあるというふうなことが言われています。そういう意味では、私は、その解決策として、女性の起業、女性が起業していくということも、一つのこの解決手段ではないかなというふうに思っています。

現在、女性の起業が少しずつふえていっています。女性が起業をしても、大体OL時代の給料を超える方というのは10%もないというふうに言われています。男性の起業と女性の起業の違いというのは、男性の場合は、それまで10年間、20年間、いろいろ企業で働きながらそこで蓄積された経験と人脈を利用して新しく事業を立ち上げると。女性の場合は、それまでの仕事とか関係なし、自分が興味・関心を持ったものに特化して起業していく。当然ながら、その事業というのは、大体1人で完結するようなものが多いそうです。例えば美容関係であったり、ファッション関係であったり、あとは飲食関係であったりというふうな形なんですけども、自営業ですから、自分の時間で家庭と仕事を両立しながらやっていけるという観点から、給料、年収自体は少なくなっても、かなり充実感を感じながら仕事をされているというふうにお聞きします。

そういう意味では、三郷町におきましても、商工会等と一緒に なりまして、女性の起業家セミナーというものを取り組んでいけば、少しでも女性の社会進出というのがふえていくのではないかなというふうに思っていますが、この考えについてご意見をお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の再質問といたしますか、事前通告内容の質問だというふうに理解をしますので、その質問に沿った形で答弁を申し上げたいと思っています。

ここでは、女性活躍推進法というふうなことをたびたび言葉として発せられておりますが、事前通告は雇用均等法というようなことでしたので、ご質問にありますようにということで、男女雇用機会均等法の一部が改正されましたのは昨年の7月、その後、施行されまして、現在生きているわけですが、その主な改正内容というのは、今さら申し上げるまでもございませんが、労働者の募集採用や昇進、職種の変更に際し、合理的な理由なく転勤要件を設ける間接差別の禁止、既

婚を理由に職種の変更や定年の定めに関し、男女で異なる取り扱いをすることの禁止、コース等で区分した雇用管理を行うに際し、事業主が留意すべき事項の制定、職場におけるセクシュアルハラスメントの予防対応の徹底を図る観点からの指針の見直し、これらが改正されたところでございます。

また、国の成長戦略の中で、女性が輝く日本と題して、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられております。その背景には、女性の社会進出における日本の現状が他の諸外国に比べて著しく低く、世界経済フォーラムが毎年発表しております女性の社会進出度の評価は、日本、135カ国中で101位というようなことで、先進国の中では非常に低い水準であるとも言われているところでございます。

また、ちょっと話はそれるかもしれませんが、通信教育事業を行います日本の企業が実施したアンケート調査では、結婚・出産後も仕事を続けたいと望んでおられる女性は全体の84%を占めているにもかかわらず、現実には、結婚・出産を機に離職し、再就職ができないでおられる女性が多々おいでになるというデータもあるようでございます。

そこで、国のほうでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略として、地方においても、若い世代を含めて安心して働ける就業の場の確保、安心して結婚・出産、育児が行え、育児が一段落すれば仕事につける環境整備などを進めることが求められておるところでありまして、自治体におきまして、子育て中の女性や再就職を目指す女性を対象にした子育て女性就職相談窓口の開設や、各種セミナーを開催する事例も多く見受けられているところでございます。また、これまでのキャリアを生かしてみずから起業を行う女性もふえていることから、女性のための起業セミナーや相談会を開催されている自治体もあるやに聞いております。

このような状況の中、ご質問にありましたように、商工会と連携して、女性の活躍の場を広げる取り組みをとというようなご提案をいただいておりますが、本町におきまして、さきのまち・ひと・しごと地方創生先行型事業といたしまして、三郷町産官学地域活性化連絡協議会が地域のリーダー養成などを目的に、NPO法人の創設やコミュニティビジネスの起業を支援する取り組みが現在予定をされているところでございます。

具体的には、コミュニティ開発プロジェクトと称して、30代から40代の若手住民の方や、主婦層の皆様方、また、本業をリタイヤされた団塊の世代の方々

なども含めてターゲットとし、大学の研究員によるコミュニティビジネスの事例紹介でありますとか、また、専任講師を招いて起業企画のためのセミナー開催など、本年10月以降に順次そういう取り組みを開催されていくということを聞いているところでもございます。

三郷町では、具体的な女性活躍の場の目標というのも設定はしておりませんが、子育てが一段落した主婦の方々は言うまでもなく、多くの方々にご参加いただき、就労の機会創設につながればということで、先ほどのプロジェクト、大変期待を寄せているところでもございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、2問目に移らせていただきます。

生活困窮者自立支援法について。

これも、平成25年12月に成立をし、今年の4月から制度が運用されているわけですが、私がこの質問をさせていただくのは、7月に新幹線内で焼身自殺を図るといふ初老の男性がいらっしゃいました。この生活困窮者自立支援法というのは、制度の趣旨というのは、生活保護に行く一歩手前のセーフティーネットとして創設をされました。

以前から、国民年金と生活保護との間の格差というものが大きいということで、国民年金の引き上げ等によって、こういう格差の解消、貧困の解消ということが言われてきたわけですが、本来ならば、私は、これは国の施策で救われるべき課題ではないかなというふうに思っていますが、さきの事件のように、今では、下流老人という言葉が生まれるぐらい老後の不安というものが非常に大きくなっています。

この生活困窮者自立支援法というのは、ただ単にお年寄りの問題だけではなくて、ひとり親の世帯、子どもの貧困、そして、20代、30代の若い非正規雇用の若者のことも含めてトータルで支援をしていこうというふうな内容になっていますが、この事業というのは、福祉事務所を設置をしています自治体が窓口となりますので、町の場合は、三郷町は特に任意で設置をしておりませんが、市とかですと設置をするんですけども、町で福祉事務所を設置しているところは、ほぼ

全国にも限られております。三郷町は設置をしておりませんので、窓口は県ということになるんですけども、先ほども申しましたように、これから貧困の問題というのはかなり大きな問題になっていくと思います。

毎日新聞の報道でも、35歳以上の中高年のフリーター、ニートの数が極めてふえているということも報道されています。そういう意味では、若年層のフリーター、ニートの問題は、アベノミクスの影響かどうかわかりませんが、有効求人倍率の改善で若年層のニートは減っているというふうに言われていますけども、中高年のフリーター、ニートが逆にふえていると。この問題は、これから5年、10年というふうに考えますと、非常に大きな問題になってくるのではないかなと思っています。そういう意味では、この制度、4月に運用されたわけですけども、この制度自体がどこまで周知されているのかなというふうに思っています。

そういう意味では、今、三郷町では、三郷町がやっている事業ではありませんけども、どのようにこの事業、制度等を周知、サポートしているのかお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、佐野議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

生活困窮者自立支援法、議員からもご質問のありましたとおり、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律であり、本年4月に施行されました。

この法律に基づく事業につきましては、福祉事務所を設置していない町村におきましては、都道府県が実施主体となることから、本町では奈良県が実施主体となります。そこで、県における現状と町の取り組みにつきまして回答させていただきます。

県は、本年度の本格実施に先立ち、平成26年度からモデル事業として、奈良県中和生活自立サポートセンターを設置し、就労その他自立に関する相談支援を行う自立相談支援事業を実施されました。

それを受け、町といたしましては、当該事業を広報に掲載するとともに、窓口パンフレットを設置して、生活困窮で相談に来られた住民方へ周知・案内を行

いました。

次に、本格実施となった本年度は、センターの名称を奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターに改められ、これまでの自立相談支援事業に加え、離職により住宅を失った方に家賃相当額を支給する住居確保給付金事業、生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行うはばたき教室の合計3事業を現在実施されております。町におきましては、当該事業の初期の目的が達成できるよう、今後も引き続き県と連携・協力を図りながら、広報等の媒体を通じて事業の周知・案内を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 佐野議員、再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） ありがとうございます。

先ほど、1番目の質問のときに言いましたけども、中高年のフリーター、ニートが増加しているということで、実は、ここ数年、安倍政権になっても貧困の問題ということに関してかなり政策的な支援が行われています。以前は、生活保護の母子加算の見直しとかそういうことがありましたけども、今は逆に、安倍政権でも貧困政策に対して、積極的かどうかわかりませんが、新たな政策が打たれています。

これは、先ほど申しましたように、実は経済界自体も姿勢が変わっているんです。なぜ経済界が姿勢が変わっているかといいますと、派遣法を改正を促すような反面部分もあるんですけども、貧困というものは、固定化し、拡大再生産していくと。そういうことを考えますと、これから少子化が進む人口減少社会になる日本においては、借金の返済、そして社会保障の問題というものが大きな財政的な圧迫をします。そういう意味では、公共事業あるいは投資、教育、そういう部分に予算が回っていかないのではないかなということに危惧することから、財界のほうもこの貧困問題というものを何とか解決しないと、分厚い中間層、消費をふやすような社会にならないのではないかという懸念から、財界もこの貧困問題というものに、今、目を向けてきているわけでありましてけれども、先ほど申しましたように、中高年のフリーター、ニートがふえているということは、おそらくこの社会においても本当に大きな問題だと思います。

この生活保護を含めまして、今、ワンストップサービスということが言われています。生活保護は、単に就労の問題だけではなくて、やっぱり住居とか一時的

な生活資金の提供等も必要だと思えますけども、王寺町では、昨年、ハローワークを誘致をし、出先機関がリーベる王寺にできています。そういう意味では、この問題は、福祉事務所を設置している自治体の責務ではありますけども、三郷町は福祉事務所を設置していません。しかし、社会福祉の中で、以前は福祉事務所が担ってきた仕事というものが、県が担っていたものが町村にどんどんおろされてきます。老人福祉、障害（者）福祉というものも、県から市町村に移管されています。

そういう意味では、今、三郷町では行っていない、県が窓口になっている事業というのは、生活保護や母子家庭に関する支援等になっています。将来的には、おそらく国民の流れからすると、どんどんとそういう社会保障、福祉政策というものが地方自治体のほうに移管されてくるのではないかなと私は想像しています。

そういう意味では、この問題はやはり国が積極的にかかわっていかねばならないことだと思えますけども、それは財政面だと私は思っています。国が財政を責任を持って、制度の運用とか実態につきましては、やっぱり現場に近いところ、地方自治体でしっかりと対応していく必要があるのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、この問題というのは、おそらく三郷町だけではなくて、近隣町村でも大きな問題となってくると思いますので、この問題の解決の一つの手段として、広域で福祉事務所を設置し、こういう貧困問題に対応していくというふうな考えがあるのかどうかお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） 失礼いたします。佐野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、広域で福祉事務所を持つということは、まずもって1町だけで動き出すことではございませんので、現段階では全く考えておりません。

ただ、この問題につきましては、やはり町としましては、生活困窮者の生活圏域である身近なところとして、町行政が持つ住民の情報等を活用して、生活困窮者の早期把握や見守り等について、県と連携しながら本制度に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

5 番、先山哲子議員。

5 番(先山哲子)登壇) 議長のお許しを得まして、私の質問をさせていただきます。

子どもへのインフルエンザ及び急性耳下腺炎予防接種の助成はできないということでもあります。

三郷町では、65歳以上の高齢者の方には、自己負担1,000円のみでインフルエンザの予防接種を受けることができます。約3,000円、病院によって多少前後します。平均3,000円要りますので、個人負担は3分の1、3分の2が助成ということになります。また、近隣の町では全く無料というところも、この近隣7町の中では2町ございます。自己負担は当然あっても受益者負担ということで、これはもう当然のことと私は思っておりますが、とにかく高齢者には助成があるのに、残念ながら子どもへの助成はありません。

インフルエンザの場合は、小学6年生ぐらいまでのお子さん達は2回接種しないと効果がないと言われております。1回3,000円ですので、1人大体6,000円、予防接種するためにかかります。中学生以上、大人の方は大体1回でいいということで3,000円で接種できるわけです。ということで、子どもさんが2人、3人とおられる家庭、また、お子さん1人で、また、保護者の方もいらっしゃるわけで、うつらないようにということで家族の中で2人、3人と予防接種を受けるときは万というお金がつくので、とても経済的負担が多いので、したくてもできないという方も結構おられます。

ちなみに、インフルエンザにかかれば、幼稚園、保育園、小学校、中学校に行っておられるお子さん達は、大体発熱の日を1日目として1週間は絶対休まなくてはいけないことになっております。解熱後、熱が下がっても3日は出れません。およそ1週間から、長ければ10日ぐらい休まないといけないということになっております。

保育園の場合は、インフルエンザが蔓延しても罹患者が多くても、閉鎖はできません。もちろん子ども達は集団生活をしておりますから、1人かかればあっという間に、潜伏期間もぱっと感染が拡大するわけです。そのために、毎年学級閉鎖が小学校、中学校ではあります、起こっておる現状がございます。

簡単に言いますと、平成25年度では、三小、北小合わせて329人の生徒達がインフルエンザにかかりました。また、三小で4回、北小で4回学級閉鎖、大体1回閉鎖、普通2、3日から4日間閉鎖します。それぞれ小学校、4回ずつ閉

鎖が起こっております。中学校は、25年度はございませんでした。でも、かかった生徒は60人、25年度ではあります。西部保育園では29名の子ども達がインフルエンザにかかりましたし、南畑では26名、およそ31%の子ども達がインフルエンザにかかっております。

26年度では、三小108名、北小134名、合計で242人の児童がかかっております。年によって流行の年とかいろいろありますので、年度によって変化はございます。この年に、26年度では、西部保育園では27名、南畑では38人、およそ43.7%の園児達がかかりました。中学校では103人かかりました。中学生になると、体力とか免疫は高まるんですが、それでもやっぱり25年と比べて、26年度は結構小学生並みにかかりました。閉鎖は、三小では3日間が1回だけでしたが、北小では4日間が1回、5日間閉鎖が1回ありました。中学校では、3日間閉鎖が1回ございました。南畑では、26年は、園でも閉鎖がございました。今年に入ってから1月14日から16日のわずか3日間だけ閉鎖したんですけれども、この3日間の間で、あとで調べましたら、25人も園児達がインフルエンザ、流感にかかっておりました。

そういったこと、現状がありますので、インフルエンザを受けられる方も結構おられます。しかし、受けない方も結構おられるわけです。接種したいのに負担が大きいから接種しないという方のために、何とか助成はできないかという質問であります。

またそれと、急性耳下腺炎、これも、今現在は任意の予防接種となっております。いわゆるおたふく風邪です。これは、ご存知のように一度かかれば免疫ができるんですけども、おたふく風邪、流行耳下腺炎では耳の下が腫れるわけですけども、流行性おたふくは片一方しか腫れません。両方は慢性とかで、慢性と急性があるんですけど、いわゆるおたふく風邪は一度かかると免疫ができて、ほとんど大人になっても免疫が残っているわけですけども、今は任意ですので、1回8,000円かかります。それで、ものすごく高いので、受けない方が結構多いんです。B型肝炎、B肝もそうなんですけど、B肝はちょっと置いておきます。

ご存知のように、大人になってかかれば、すごく重症になる確率が高くて後遺症が残ります。ご存知のように、男性の方はいろんな弊害が出てきます。

そういうこともあって、子どもさんのときに予防接種したいのに高くてできない声がたくさんありました。そういったことも含めまして、もちろん予防接種に

はいろんな副作用、体質によってアレルギー反応を起こしたり、副作用が出たり、いろんな後遺症が残ったりまれにすることも、数は少ないですがあります。しかし、予防接種することによって、また違うリスクを減らすということもあります。

そういうことで、とにかく65歳以上の方には3分の2の助成があるのに、子ども達にはなぜないのかということで、たくさんの保護者の方の声を受けております。高齢者までいかないにしても、せめて半分とか3分の1だけ助成するとか、いろいろ方法はあると思うんですが、この点についてどうお考えでございますか。お答え、聞かせていただきたいと思います。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） 失礼いたします。

それでは、先山議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員もご承知のことと存じますが、予防接種には、定期接種と任意接種の2通りがございます。まず、定期接種とは、予防接種の実施によって感染のおそれがある病気の発生や蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する目的で、予防接種法に基づき行う予防接種であり、現在本町では、定期接種に規定されている予防接種全般に対して公費負担を行っております。

一方、任意接種とは、定期接種に規定されず、被接種者と接種医師との相談により接種され、健康被害が出たときには、その救済は予防接種法ではなく、独立行政法人医薬医療機器総合機構法によって行われる予防接種であり、行政が積極的に勧奨するものではありません。

今回、議員ご質問の子どもへのインフルエンザと急性耳下腺炎の予防接種は、過去にそれぞれの接種への考え方があり、現在は、どちらも任意接種の対象となっております。

まず、子どもに対するインフルエンザの予防接種につきましては、以前は学校などにおいて集団全体に免疫を高めることにより流行を抑えられるという考えのもと定期接種として行われておりましたが、集団への予防効果が見られず、また、ワクチン接種による重篤な副反応があったことなどから、平成6年からは任意接種となった経緯があります。

次に、急性耳下腺炎、いわゆるおたふく風邪につきましては、以前は麻疹風疹との混合ワクチンであるMMRワクチンとして使用され始めましたが、ワクチン接種の副反応として最も懸念される無菌性髄膜炎の発症が多発したため、数カ月

で中断され、以降我が国では、MMRワクチンは使用されなくなりました。しかし、急性耳下腺炎は合併症の頻度が高く、予防が重要な疾患として諸外国ではワクチンを使用されていることから、予防接種の定期接種化について、現在国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会でも継続して検討が続けられております。そういったことから、町としてそれぞれの予防接種に対して助成を行うことは、現時点においては慎重に対応しなければならないと考えております。

今後は、国の動向に注視し、安全性の確保などができた予防接種から、助成制度導入に向け検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 急性耳下腺炎に関しては、今、国でもどうするか検討している、しなければいけないいろいろな問題もありますので、この予防接種、ワクチンをどうするかということは今検討中で考えているということも承知しております。

任意であるので、定期接種、法的な接種はもちろん公費全額負担でとかいろいろありますが、そこでやっているけれども、任意の場合は、できるだけ町としてはかかわらない、いろんなリスクもあるのでというご回答でしたが、任意であっても、高齢者には助成するんですね。

もちろんしてもリスクはあるし、副作用とかを含めてですよ、わずかではあっても。しなくてもリスクがあるわけです。もちろんインフルエンザの場合は、いろいろ流行の型がありますので、前もって予想して予防接種するわけですが、その同じ型にインフルエンザの型がほとんど一緒であれば、かかっても軽く済む、予防接種をしていればとかいろいろありますけれども、予防接種というのは、名前のとおり予防するために、かからないためにする予防注射でありますので、だから、やっぱり予防するためには受けたい方が多いわけです。型が違ったら意味ないわとかいうのもありますけれども、そのためにインフルエンザのワクチンも毎年あるわけなんです。任意でありますから、しない方はしない方で、それはそれなりの理由があって、それはそれで自己責任でいいと思うんですが、やっぱり集団生活の中で、毎年たくさんの児童・生徒が学級閉鎖になっているわけです。その分、休めば勉強もおくれるわけです。だから、経済的負担が高いので、したいのにしたくないという方に焦点を当てて何とかできないかというのが私の趣旨

であります。また、そういう方達の声でもあります。だから、これを何とかできないかということ、再度、答えていただきたいと思います。これで、再々質問はいたしませんので。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、先山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者には助成があるのに、なぜ子どもにはないのかということでございますけれども、高齢者の場合、もう既にさまざまなウイルスや菌にさらされているため、抗体がつくりやすい状態になっていると。また、接種したことによりまして、予防効果が高く、また、高齢者の場合、インフルエンザに感染してしまいますと重症化になりやすいといったことから、国としても定期接種化にされているというふうに書かれております。

また、一方子どもの場合は、外部とのかかわりがまだ少ないため、さまざまな抗体がまだ余りつくられていない状態でワクチンを接種しましても予防効果が低いというふうに言われております。ちなみに厚生労働省の調査によりますと、6歳未満の子どもでございますけれども、インフルエンザワクチンの効果は、発熱を指標とした場合、約20%から30%の有効率であると。一方、65歳以上の健常な高齢者につきましては、約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があったということの結果も出ております。

そういったことから、やはりそれぞれの理由により任意接種となったワクチンでございますので、やはり安全性とワクチン効果によるものと思われまして、助成制度を導入すれば摂取率は向上いたしますけれども、逆に副反応へのリスクも高くなります。ですので、先ほど来、答弁と重複いたしますけれども、現在国において議論されておりますので、その結果、安全性の確保が示された時点におきまして、助成制度を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は、午後2時30分とします。

休 憩 午後 2時 9分

再 開 午後 2時30分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番(木谷慎一郎)(登壇) では、議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。何分初めてなもので、趣旨がわかりづらいところがありましたらご容赦ください。

本日、質問をさせていただきたいのは、男性の育児休業取得を進めるための取り組みについてということで質問させていただきます。

今後、本格的な少子高齢化社会を迎える日本においては、女性の就労・活躍をあらゆる側面で支援することが必要です。そのためには、家事・育児は必ずしも女性のみが担うべきものではないという認識を新たにする必要があります。

国は、2020年までに男性の育児休業取得率を13%まで引き上げることを目標にしています。国として、この男性の育児休業の取得率を上げるために、育児・介護休業法の平成21年度改正では、父母がともに育児休業を取得する場合、通常は1歳となるまでというところを1歳2カ月までの間に1年間育児休業を取得することを可能とする、いわゆるパパママ育休プラス制度の導入、父親が、出産後8週間以内に育児休業を取得した場合に、再度、育児休業を取得可能とする特例の創設、配偶者が専業主婦であれば、労使協定で育児休業の取得を不可とすることができるという制度を廃止するなど、制度改正に努めておられます。

しかし、このような積極的な施策を行っているにもかかわらず、女性の育児休業が86.6%と高い割合で取得されているのに対し、男性の育児休業取得率は、2014年の段階、これも過去最高の数字なんですけれども、2.3%となっており、進んでいないのが現状です。少しでも早くこの数字を目標に近づけていくためには、まず、国・地方公共団体が積極的に男性の育児参加を促進することが必要です。官公署においてそれが当たり前になれば、世間の認識も変わり、民間における男性の育児休業取得率向上の道筋ともなります。これが、女性就業率の向上、女性の活躍、ひいては日本経済の再生にもつなげるものと考えます。

例えば女性が出産を機にキャリアが中断され、20代と50代に就業率のピークがあらわれる、いわゆる女性就業率のM字カーブが解消され、日本の女性労働力率、これは、就業率に休職している人も加えた数字となるんですけれども、この女性労働力率がほかのG7諸国並みになれば、1人当たりのGDPが4%上昇する、北欧並みになれば8%上昇するとの試算もあり、女性の活躍の支援は、今後の日本の成長戦略のためには欠かせない要素であります。

三郷町でも、男女が対等の立場で家庭にかかわる男女共同参画社会を目指すために、まずは男性職員の育児休業取得を率先して進めていただければと思い、三郷町の男性職員の育児休業についての現状と、それに対する認識及び今後の取り組みについてお聞きします。よろしくをお願いします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

男女共同参画社会の重要性や女性の就労・活躍の場の拡大を図るため、国家公務員・地方公務員の育児休業等に関する法律等をたびたび改正がなされてきたところでございます。

また、国においては、国家公務員の男性職員の育児休業取得拡大を図るため、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画では、平成32年までに取得率を13%に達成するよう成果目標を掲げられたところでもあります。

制度的には、職員の配偶者の就業状況や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業を取得できるようになりました。また、小学校就学の始期に達するまでの子の看護休暇の取得要件や取得日数もこれまで拡大されてきたところでもあります。

このように、制度としては整備が進んでいるところではございますけども、実際の取得状況を見てみますと、目標設定を行った国家公務員での平成25年度の取得状況は、各省庁別に較差はあるものの、新たに育児休業の取得が可能となった職員数と新規取得者の割合は、全省庁全て平均として2.8%となっております。

一方、当町におきましても、国の制度に準じ、育児休業制度の制度的な上では整備はされているところでありますが、女性職員の育児休業取得率は100%であるの対しまして、これまで男性職員の育児休業取得に関しては実績がありません。

男性職員の育児休暇を取得しない要因を個別に調査等を行ったわけではございませんけども、やはりそこは、乳児に対して授乳や、また、育児休業取得時に対する一定の給与補償はあるとはいうものの、少なからず減収となることなど、育児休業は職員自身の権利ではありますが、家庭状況もさまざまございま

すので、男性職員が育児休業を取得するか否かというのは、職員みずからが判断すべきことであり、町が強制的に取得しなさいというようなことを申し伝えることは難しいというか、できないというようなものではないかと考えております。

しかしながら、男性職員の家事・育児・介護等の家庭生活への参加促進を図ること、また、仕事と家庭の両立支援制度を充実させるということは、議員ご指摘のとおり、女性の活躍に不可欠であり、男性職員自身がワークライフバランスの推進の観点からも重要であるというふうには、十分その辺は認識をしております。

また、男性職員の育児参加を促進し、男女共同参画を実現するためには、職場全体での男性職員の育児や家庭生活へのかかわりをしっかりと理解し、サポートする雰囲気職場内で醸成することも重要ではないかということは認識をしているところでございます。

このことから、今後の取り組みということになるわけですが、関係各課が連携し、職員への意識啓発を図る取り組みも同時に進めてまいりたいというふうに、現在のところでは考えているものでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 先ほど答弁いただきました中で、三郷町の男性職員の育児休業取得率はゼロ％という数字が出ているというふうに答弁をいただいたように思います。

なかなかわかりやすい数字で、本当に逆に驚いているところなんですけども、なかなか先ほどの答弁の中で、男性職員自身が育児休業を希望していないんだという趣旨のご発言があったように思いますけれども、一般社団法人日本能率協会が公表している2014年度の新入社員、もちろん公務員の話じゃないんですけども、新入社員、会社や社会に対する意識調査というアンケートを行っております。この結果によると、育児休業を積極的に希望する男性は28.4％、少し積極性は落ちながらも、もし、会社に前例があればという方も含めれば60.9％の男性が育児休業の取得を望んでいるというアンケート結果もでございます。

これがそのまま町に当てはまるわけではないとは思いますが、少なくとも潜在的には男性職員自身が育児休業を必要としないわけではないというふうなことだと思われまますので、ぜひこの点、認識をしていただけたらと思います。

あと、少し古い調査になるんですけども、厚生労働省が2002年に行った第

1回21世紀出生時縦断調査によれば、対象となる男性従業員の約半数が、そもそも男性が育児休業を取得できるという制度を知らなかったという結果も出ております。

このようなこともございますので、制度として整えておくのはもちろんなんですけども、それを周知したり、進めていく体制というのをぜひ整えていただければと思います。

そして、個々の対策ももちろん重要なんですけれども、やはりトップのメッセージというのもとりわけ重要だなというふうに考えております。民間企業はもとより、自治体としましても、平成26年11月には堺市長が、平成27年には三重県知事が、8月には愛知県知事、名古屋市長が、それぞれ子育て中の社員、職員に対して理解のある「イクボス」となるという宣言をして話題となりました。

このような子育てを支援する首長の輪、急速に広がっております。ぜひ、町としても、町長みずから強い決意をもってメッセージを発信していただきたいと思っております。

このような町を働きやすい職場とする取り組みは、今後、三郷町としても労働者人口が減少していく中で、優秀な人材を町職員として採用できるブランディングにもつながっていくかと思っておりますので、この点、ぜひ積極的に進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、私のほうから、木谷議員再質問の前半部分についてお答えをさせていただきたいと思っておりますが、育児休業を希望する男性、これから出産・育児を経験していかれる若い男性のアンケートということで、少なからず20%以上の比率があると。三郷町も、年々新しい職員が当然入ってきております。また、これから出産・育児を迎える職員、男性、女性ともに、当然そういう職員が控えているわけですから、これまでは、男性職員、とった者がいなかったというのが現状なんですけども、今後は、先ほど申し上げましたように、職場全体としてそういう雰囲気醸成する、醸し出すことによって、男性も育児休暇をとってもいいのやというようなことの雰囲気が盛り上がれば、場合によれば男性職員も取得する可能性もなきにしもあらずであるということと、また、これから先、そういう職員も出てくることを我々も希望しているということで、お伝えをしておきたいと思っております。

それから、まずそういう制度をあることすら従業員もしくは職員が知らなかったというような例もあるということですが、私どもは、男女共同参画の取り組みの一つとして、これは、ほんの一部なんですけども、例えばお子さんがお生まれになったときに、あなたにはこんな権利がありますよ、こんなことができますよということで、育児頑張るという見出しの中で、例えば女性、男性にかかわらず育児休業取得ができますよ、そのときにこんな手続があればできるんですよというようなことのこういう案内パンフを、これはコピーしたものですからちょっと見づらいかもしれませんが、その時々に応じてこういう制度がありますよということを常々職員には周知をしておりますし、また、わからなければ、人事担当の総務課に問い合わせただければ、それは適切にお答えをしていくということで、こういう周知の方法にも、これからも含めて十分に徹底を図っていき、こういう機会を職員が取得できるような醸成に雰囲気づくりも含めて取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

私の答えは、以上で終わらせてもらいます。

議長（伊藤勇二） はい、森町長。

町長（森 宏範）(登壇) それでは、木谷議員の後半の部分についてお答えさせていただきたいと思いますが、もうお答えじゃなくて、宣言をしたいと思います。

それでは、聞いていただきたいと思います。

職員が育児休暇を積極的にとるよう啓発することを宣言いたします。よろしくをお願いします。

（拍手）

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

続きまして、9番、山田勝男議員。

9番（山田勝男）(登壇) 議長の許可を得ましたので、久しぶりにここに立たさしてもらいました。議員の皆さん、なかなか雄弁で弁舌にたけていて、うらやましい限りでございます。私、しゃべりが下手ですので、通告書のとおり、非常にシンプルに趣旨だけしゃべらせていただきます。

三郷町の各施設の電力を新電力に切り替えるについて。

関西電力の現状と地球温暖化といった環境を考慮して、町の各施設の電力を新電力に切り替えてはどうかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長(池田朝博)(登壇) 山田議員の一般質問にお答えをさせていただくわけですが、町長にということですが、基本的な内容をまず私のほうから簡単、明略にお答えをしてみたいと思うんですが、関西電力は、本年4月から高圧・特別高圧の電気料金を平均11.5%、6月1日からは一般家庭など低圧電気料金を平均8.36%値上げいたしました。また、電力の小売り自由化は、平成12年3月から段階的に拡大されており、本年4月からは小売り全面自由化がスタートしております。

そのような状況の中、既に入札により電気料金と電力供給会社を決定し、予想以上の経費削減効果を上げている市町村もあると聞いております。このことから、本町におきましても、災害時の応急体制や新電力会社の状況、また、近隣自治体の契約状況などについて十分に調査の上、電力の安定供給を前提に経費削減効果が見込めるようであれば、新電力会社への切り替えを前向きに検討してみたいと考えておる次第でございます。

議長(伊藤勇二) 山田議員、再質問を許します。

9番(山田勝男)(登壇) 関西電力の原発が全て停止している現状で、関電の電力供給量の余裕度を示す予備率が大手9社中で最も低い3%ということです。このような状況において、先ほど部長からお話ありましたように、二度の料金の値上げを受け、企業の関電離れの動きが進む中で、県内自治体においても既に切り替えを行っているところがあります。近隣では、ご承知のとおり郡山市、斑鳩町、川西町等が実施済みです。ちなみに、川西町は6施設で1,000万円、斑鳩町では13施設で1,200万円程度の料金節減を見込んでおるようです。ただし、川西町については、特別の事情があり、大変有利な条件となっており、今後、このような条件での契約は無理でしょうということです。

今後、企業等の切り替えが進むと思いますが、それに伴い、新電力の不足といったことも心配されます。県内においても、このように20カ所で小規模の発電所が動いております。このようなことには大変すぐれた知識とアイデアをお持ちの町長ですので、何か新電力の構想などがあればお話しいただければと思います。

この切り替えには、関電との調整が4カ月から5カ月、早くても3カ月はかかるということです。早々に取りかかっても、来年4月の低電圧の一般家庭向けの自由化と同時ぐらいかと思います。一般家庭も自由化になれば、環境問題に関心の高い町民の方から、三郷町はどうすんねんといった意見も出るかと思います。

現在、町政については町民からは高い信頼を持っておりますが、これは十分に認識しておりますが、さらなるアップのためにもぜひ実施していただきたいと思っております。これは余談ですけども、切り替えることによって何らかのメリットは期待できると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

先ほど答弁いただきましたので、回答をいただきましたので、答弁は結構です。

町長のアイデア、もし話があればお願いします。新電力についての構想とか、何かそんなん、どうですか。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 山田議員の再質問ということで、ちょっと答弁をさせていただきたいなと思っております。

確かに新電力が自由化されるのが来年度になりました。以前から、関西電力、これが一般電気事業者というんですけれども、それ以外に特定電気事業者というのがありました。そして、その特定電気事業者が小売りをしていました。小売りをしていたときに、初めは非常に大きな電力しか売りませんよということで、なかなか買うことができませんでした。しかし、最近になって、50キロワットという量で販売をするということで、だんだん小売りの率が広まってきたわけなんです。しかし、先ほど総務部長が申しましたとおり、安定供給にはちょっと事が欠くということがありました。というのは、それがリスクになるわけであって、関西電力さんは、要は自分とこで電気をつくり、そして、自分とこの電線を通して電気を供給しているわけですが、特定電力会社というのは、関西電力の線を借りなければならないということで、その辺が大きなリスクと、普及しなかったところがございます。

三郷町も、一時買おうかということで考えたこともありました。しかしながら、やはり特定電気事業者というのが非常に少ない量しかなかったもので、今後、この小売り事業が、本当に特定電気事業者の要件が緩和されて、電力の自由化ということでどんどんどんどん新電力会社ができるかと思っております。そこには、やはり経費の削減ということで、先ほど総務部長が申しましたとおり、検討をしていく価値はあるのではないかなと思っております。しかし、完全なリスクが取り除かれたとは言いがたいのですけれども、経費の削減となれば、それはやっていけるを得んのかなと思っております。

これから、その1点ともう一つは、先ほども出てきましたように、再生可能工

エネルギーということの一つのポイントとして取り上げたいと思います。と言いますのも、最近、やはりはやってきているのは地産地消なんです。電力を地域でつくって、その電気を地域で使うという方法。これは、我が三郷町も三つのところで行っております。一つは、この間、オープニングさせていただきました新給食センターでございます。ここの太陽光は20キロワット、そして、リチウム蓄電池という形で使っておりますけども、新給食センターの電力の総需要の大体5%から7%はこの太陽光で賄えるだろうと思われま。そして、もう一つは、保健センターの上につけています。これ、25キロワットです。これも、地産地消でなっています。

再生可能エネルギーの中で、もう一つは、2月に皆様のご同意をいただきまして入れさせていただきました、もみじ湯のバイオマスのペレットボイラーなんです。これも、低重油を使っていたのを、木質のペレットボイラーということで、45万キロカロリーの出力のボイラーに変えさせていただきました。これは電気じゃなかったんですが、やはり経費の削減ということで、それと、環境に非常に貢献できるということで、経費的には、3分の1ぐらいが経費、助かるのかなとは思っております。しかし、まだちょっと、1年たっていないのでその結論はまだ出ていないわけですが、こういう形で新電力も検討する、そして、地産地消で電気を自分とこでつくって、そして自分とこで賄うと、そういうやり方の方法もあるのではないかなと思います。これからやはり電気をなるべく安くつくると。

再生可能エネルギーの三つの施策に当たっては、補助金をたくさんいただいています。特に、新給食センターに当たりましては、太陽光20キロワットとリチウムイオン蓄電池、これ、総額で4,300万円だったんですが、国のグリーンニューディールという施策で、全額を補助をいただきました。ですから、こういう施策とあわせてまた電気をつくっていくとなれば、基本的には安く買えたということになるのかなとは思っています。

ですから、今、具体的に次の施策はどうかということとはなかなかここではお話しすることはできないんですけれども、この二本立てを考えていって、やはりその経費を削減して、そして、その経費が浮いた分というか、それをまた違うものに投資できるのかなとは思っていますので、ご理解いただきたいなと思います。

答弁になったかどうかわかりませんが、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 9番、山田勝男議員の質問は、以上をもって終結します。

8番、辰己圭一議員、一問一答方式で行います。

辰己議員。

8番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。議長のお許しをいただき、通告書のとおり二つの項目について一般質問のほうをいたします。前回同様、今回もトリの一般質問をさせていただきます。

まず一つ目の項目で、車椅子の貸し出しについて質問をさせていただきます。

車椅子を利用される方は高齢の方々だけではなく、さまざまな事情で必要な方もおられます。例えば病気や事故で急に必要になる場合や、長年使っていた車椅子が壊れてしまって、かわりの車椅子が必要になる方もおられると思うのですが、そこで、お聞きします。

まず1点目、三郷町在住の方は無料で、車椅子の貸し出し期間は最長で1カ月だと聞いておりますが、最大で何台まで貸し出し可能なのか教えていただきたいのと、2点目、三郷町のホームページに車椅子の貸し出しが掲載されていないので、今後更新されるのか伺います。

というのも、最近は、電話で問い合わせをするよりも、タブレットやスマホでホームページを見て検索する人が多い傾向にあります。すいません、ほんで、社協のホームページには車椅子の貸し出しは載っていましたが、ただ、初めて利用される方は、どこへ問い合わせをしたらいいのかかわからず、町のホームページを見るのかなと思っております。できることであれば、サイトマップに載せていただくか、サイト検索でヒットするように要望したいところでございます。

それから、最後に3点目ですが、車椅子用の福祉車両の貸し出しは現在行っているのか伺います。

以上、この3点について、お答え、よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、車椅子の貸し出しにつきましては、町としては行っておりませんが、先ほど議員からありましたように、社会福祉協議会で貸し出しを行っておりますので、その内容について回答させていただきます。

初めに、貸し出し可能台数であります。社協で保有しております車椅子が15台ありますので、その15台の貸し出しは可能であるということでもあります。なお、貸し出しの条件といたしまして、基本、介護認定を持っておられない方が対象で、社協の窓口で申請いただき、最高1カ月間、無料で貸し出しが可能となっております。また、貸し出し実績につきましては、平成25年度が53件、26年度が52件となっております。

次に、ホームページの掲載につきましては、町のホームページには、町として貸し出しを行っておりませんので掲載はいたしておりません。ただ、さきに議員のありましたとおり、社会福祉協議会のホームページには介護機器の展示と紹介のページに簡単な内容ではありますが掲載をしております。今後の更新につきましては、社会福祉協議会の判断によるものでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、車椅子用福祉車両の貸し出しにつきましては、町では福祉車両を保有していないことから、貸し出しは行っておりません。また、社会福祉協議会では福祉車両を1台保有していますが、現在では貸し出しは行っていないということでもあります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。無茶ぶりの質問にもかかわらず、答えていただきまして、どうもありがとうございました。

来年度は、町制50周年を迎えますけれども、年間を通してさまざまな記念事業が行われると思いますので、車椅子を利用される方もいつもの年に比べれば若干多いのかな、それも、外出される機会も多いのかなと思います。

それから、三郷町のホームページですが、これは誤解のないように言っておきますけれども、ほかの町と比べても負けず劣らずのかなり充実しているホームページだと思います。希望ですけれども、さらに今後、利用しやすいように更新してもらえたらと思いますので、よろしくお願いします。

それから、3点目の福祉車両ですが、この件に関しては、またおいおい、また質問したいと、今回はちょっと。ありがとうございました。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

8番、辰己圭一議員。

8番(辰己圭一)(登壇) それでは、最後の質問をさせていただきます。

二つ目の項目としまして、ICTを活用した教育について質問をさせていただきます。これも3点ございますが、先日、窪教育部長にお誘いいただきまして、北小学校で電子黒板の研修に参加させていただきました。ありがとうございます。これから授業体系も本当に変わっていくんだなということを感じました。ありがとうございます。

文部科学省では、教育の情報化ビジョンに基づいて学びのイノベーション事業など取り組む中で、国は国家戦略として閣議決定をされました。また、日本最高戦略などにおいて、平成32年までに1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を推進しております。その中で、三郷町も電子黒板の導入に向けて動かれているということで大いに期待しているところでございます。

この電子黒板に関連していますICT機器、つまりパソコンやタブレットなどの小・中学校合わせて現状は何台ぐらい設置されているのかお聞きします。

それから2点目、ICT機器の教材はどういったものがあって、どの程度活用されているのか。

それから、最後の3点目、特別な支援が必要な子ども向けのICT機器の活用について、今後どのように捉えられておられるのかお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

議長(伊藤勇二) 窪教育部長。

教育部長(窪 順司)(登壇) 失礼します。一番最後になりましたけれども、辰己議員さんの2問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

今回のご質問につきましては、学校教育の場に情報通信技術、いわゆるICT教育、ICTを活用した教育ということで、具体的には、パソコンやタブレット、電子黒板等の機器を活用した教育であると考えております。

まず初めに、三郷町立学校の現状でございますけれども、三郷小学校及び三郷北小学校は平成11年度に、また、三郷中学校は平成4年度に各学校にパソコンルームを設置いたしました。現在、両小学校ではそのパソコンルームに各20台、そして、三郷中学校では47台、合計87台の児童・生徒用のパソコンを設置しております。

また、三郷小学校の職員室には10台、三郷北小学校では11台、三郷中学校では12台、合計33台の事務用や教職員用のノート型、また、デスクトップ型のパソコンもあわせて設置をしているような状況でございます。

なお、三郷中学校には、プロジェクタ型の電子黒板が1台あるものの、各小学校には設置しておらず、そして、タブレットに至りましては、各校とも設置をしていない状況でございます。

次に、2点目のICT機器の教材につきましては、パソコン教室や特別教室、普通教室におきまして、小学校では主に3年生から6年生の総合学習や5年、6年の英語科で使用しており、中学校では、全学年、技術家庭科や英語科、社会科で活用をしております。教材といたしましては、デジタル教科書や教育支援ソフト等を年間を通じて週1時間から4時間程度活用をしております。

また、そのほかにも、各教員が授業内容に応じて創意工夫しながら、ときにはデジタルカメラやDVD等ICTを活用した授業も行っております。

3点目に、特別な支援を要する児童・生徒向けのICT教育機器の活用については、一人一人の個性と実態に応じた指導を可能にするためには有効な手段であると考えております。

そのようなことから、学校におけるICT環境の整備は、子ども達が楽しく、学習意欲の高まる授業ができる有効な手段であるとともに、教育的効果は非常に大きいものであると考えます。

また、本年度は、ICT教育導入に向けての検討期間であると考えており、ICT教育の活用について研修会等へも積極的に参加し、今後、事業の計画・推進を図ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。はい、2問目の質問は終了しました。

8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会での審査を願うわけでございますが、各位にはよろしくお願いいいたします。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 3 時 1 0 分